

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 上原 康樹

1 日時

令和6年2月29日文教委員会

午前10時1分～午後3時48分

(休憩 午後0時8分～午後1時1分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、加藤副部長兼文化スポーツ企画室長、柏葉文化スポーツ企画室企画課長、武蔵文化振興課総括課長、鈴木スポーツ振興課総括課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、西野教育企画室長兼教育企画推進監、古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、度會学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、大森教職員課総括課長、熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、本多学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

議案第87号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

ア 議案第87号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第2条第2表中

第10款 教育費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

イ 議案第104号 公立学校情報機器整備基金条例

(3) ふるさと振興部関係審査

議案第87号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

第8項 大学費

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の10ページをごらん願います。2款総務費132億1,816万2,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費4,380万2,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、101ページをごらん願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費は、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額補正しようとするものであります。

次に、2目文化振興費であります。右側説明欄の下から二つ目、県民会館管理運営費は、指定管理者による県民会館の管理運営業務を行うものであります。原油価格、物価高騰により影響が見込まれる光熱費等について増額補正しようとするものであります。

次に、102ページに参りまして、上から二つ目、世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであります。拡張登録に係る費用について、実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

その三つ下でございます。平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営費は、指定管理者による平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理運営業務等を行うものであります。指定管理料のうち光熱水費などの精算経費及び空調配管等の維持修繕経費について増額補正し

ようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。右側説明欄の上から九つ目でございます。スポーツ施設管理運営費は、指定管理者による県営スポーツ施設の管理運営業務を行うものであります。原油価格、物価高騰により影響が見込まれる光熱費等について、増額補正しようとするものであります。

その一つ下のスポーツ施設設備整備費は、県営スポーツ施設の維持修繕、維持改修を行うものであります。県営屋内温水プールの外壁等改修工事において、追加の補強工事に伴う工事請負費の増額等について補正しようとするものであります。

その二つ下でございますが、体育大会開催、派遣事業費と次の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、国民体育大会や東北総合体育大会及び全国障害者スポーツ大会の選手派遣等に要する経費であります。新型コロナウイルス感染症対策として実施していた選手団のPCR検査について、本年度から一般的な感染症対策に移行され、不要になったことなどから、実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、15ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正の追加の表であります。当部関係は2款総務費、8項文化スポーツ費5,403万8,000円です。事業名欄のスポーツ施設設備整備につきましては、先ほど2月補正予算の中で御説明いたしました。県営屋内温水プールの外壁等改修工事における補強工事の追加により、年度内の完了が困難となることによるものであります。

また、県営運動公園陸上競技場の第2種公認に係る電子式風力速報表示盤の整備について、半導体不足の影響により物品の調達に不測の日数を要することから、今年度内の完了が困難となることによるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県民会館の管理運営費について、県立博物館と県立美術館の光熱水費は前の補正予算で増額したということですか。県民会館だけ措置されていなかったということでしょうか。

○武蔵文化振興課総括課長 物価高騰に係る補正予算についてでございますが、県民会館につきましては9月補正時点では大幅な影響がなかったということでございます。今回の補正予算で増額をしようということでございます。また、指定管理者においても、9月補正の段階では大きな影響はないということの回答を得ていたことから、今回の精算経費として増額で補正しようとするものでございます。

○斉藤信委員 ちょっとお粗末な話です。12月補正予算のときには影響がなかったが、今回の2月補正で2,763万円の増額ですか、相当な額です。価格高騰分は当初に見込んだ額の何%になりますか。

○武蔵文化振興課総括課長 今回物価上昇分ということで、上昇率、影響額でございます。

けれども、当初の見込みに対して約4割弱の増加で、2,200万円程度となっております。

○**斉藤信委員** 12月補正のときには影響がないと見込み、結果的に40%の増加だった。なぜこんなことになるのですか。把握の甘さというか、10%ぐらいならあり得る話だけれども、40%増というのはとんでもない補正ではないですか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 9月補正に当たって積算した時点は、4月わから6月分になっております。その時点では、県民会館につきましては5%程度の影響額ということでございましたので、補正予算には計上しなかったものであります。

○**斉藤信委員** 急にこの二、三か月で物価が高騰したわけではないのです。逆に、電気代は下がっているのです。補正することは全然問題ないのですが、見込みがあまりにもずさん過ぎると思います。

それから、スポーツ施設管理運営費が2,960万円余補正になっております。これはどの施設が12月補正には間に合わずに今回の補正予算になったのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今回の補正につきましては、物価高騰分の補正が1,500万円弱ございまして、9月補正で1,800万円ほど補正しておりましたので、その残りの分を補正したものであります。

施設につきまして、今回は当部で所管しているスポーツ施設8施設のうち7施設の物価高騰分を補正したものであります。9月に補正した分で2月補正までもつということで2月補正予算となっております。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、平泉世界遺産ガイダンスセンターについて、修理費を計上しているようですが、出来たばかりの施設でどのような内容の修理を行うのか示していただけますか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 2月補正予算で計上いたしました平泉世界遺産ガイダンスセンターの修繕の経費でございますが、3件ございまして、一つは展示ケースの不具合でございます。もう一つは、空調配管の断熱の工事ということで、こちら不具合が生じたものです。三つ目は、券売機のネットワーク工事ございまして、こちらはキャッシュレス決済のためのネットワークをより快適に迅速にできるように施すもので、計153万5,000円を計上しているものです。

○**斉藤信委員** 総計で153万円ですか。空調系統の不具合というのは、建設事業者、整備事業者にあるのではないのでしょうか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 平泉世界遺産ガイダンスセンター設立時点においては、完了検査は適正に施工されていたものという認識でございます。今回の不具合については、使用上新たに生じたものと認識しております。

○**斉藤信委員** オープンしてから何年もたっていないでしょう。なぜ新しい施設でそういう不具合が出たのか。それは使用上の問題なのか、整備上の問題なのか、どうですか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 平泉世界遺産ガイダンスセンターは、多くの展示品を所蔵しておりまして、電気を使って所蔵品のガラス内の温度管理などを適正に行う必要がございます。

ます。本年度は夏が大変暑かったということもございますし、空調に関する機械を適正に作動させる必要があったのですけれども、支障が生じたということもございます。

○**斉藤信委員** 博物館に準じる施設ですから、空調設備もそれなりに高いレベルのものだと思うのですが、当初整備したレベルが去年の暑さに耐えられなかったということですか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 建設当時においては、適正であったものという認識でございます。

○**斉藤信委員** 新しい施設、博物館に準じる施設で、それなりの空調設備が整備されたと思います。使い方が悪かったとか、使用者側の責任があれば別だけれども、今の説明だと、新しい施設で空調の不具合というのは少し理解に苦しむ。きちんと精査したのですか。整備の問題ではなくて、使用後の問題だということになったのですか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 使用上、この建設以後に生じた支障ということと認識しております。

○**斉藤信委員** 使用後に生じた不具合の原因は何ですか。先ほど暑い夏で調整がという話があったけれども、高いレベルの空調設備を整備したと思うのです。使用後の不具合はそのとおりですが、オープンして何年もたっていない。その点でいくと、レベルの低い空調設備だったのか。これからも暑い夏が続くと思いますが、今度の補修できちんと確認して、今後は大丈夫なのですか。

武蔵文化振興課総括課長 工事に当たりましては、指定管理者との打合せなども行い、使用状況等も確認しております。今後については問題がないように考えております。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** 地域スポーツ活動体制整備事業費について、これまでの実績、明らかにあった課題は何か示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** これまでの実績と課題についてでございますが、令和3年度は県教育委員会におきまして、岩手町、葛巻町、それぞれの教育委員会が運営主体と

なるモデル事業を実施しております。令和4年度は、令和3年度に実施しました岩手町、葛巻町に加えまして、当部において、地域スポーツ団体である大船渡市スポーツ協会が運営主体となり、市内中学校の五つの部活動を対象としたモデル事業を実施したところです。今年度は、県教育委員会と連携しまして、盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村の5市町村でモデル事業を実施しております。これらのモデル事業により、各市町村において、それぞれの地域の实情に合わせ、受入れ態勢等を整備し、地域移行に具体的に取り組むことができたかと捉えております。

一方、モデル事業の実施に当たりまして、持続的な活動を続けるための指導者の確保、他団体との活動場所の調整、練習場所、試合会場への移動手段の確保、実践校との連絡調整などの課題が挙げられております。これらの課題を整理しながら、地域の实情に応じた地域移行が円滑に進めるように、さらに取り組んでいきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 来年度事業では、一部新規事業となっております。事業の中身を示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 来年度の一部新規の事業内容についてでございますが、学校や関係団体等との連携体制を構築するため、教育委員会と連携しまして、新たに学識経験者や学校関係者、民間事業者等を構成員とします協議会を設置しまして、学校部活動の地域移行に向けた関係者間の定期的な情報共有や意見交換を行う予定としております。

また、運動部活動の地域移行を円滑に進めるため、県内の市町村や学校などを対象としまして、学校部活動の地域移行に先行して取り組んでいる市町村の事例を紹介する事例発表会等を開催して、先進事例の共有と横展開を図っていく予定としております。

○**齊藤信委員** わかりました。

教育委員会が今年の1月に、岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を出しました。部活動の地域移行というのは教育委員会と連携して取り組まれていると思いますけれども、この在り方に関する方針作成に当たって、教育委員会と文化スポーツ部スポーツ振興課でどのような協議がなされてきたかを示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 教育委員会との連携のお尋ねでございますが、学校部活動の地域移行を円滑に進めるため、これまで教育委員会と連携を図りながら、国の事業を活用した市町村におけるモデル事業の実施を進めています。御質問にありました方針の策定につきましては、検討の段階から委員として参画しておりますし、それから地域移行の項目、これは当部の所管の項目になりますので、これは当部が主体的にかかわりまして策定を行ってきたところでございます。

○**齊藤信委員** これは教育委員会の公表資料ですから、教育委員会にまた聞かなくてはならないのですけれども、部活動の地域移行と部活動の改善は、一体で進めなくてはならない。部活動の改善のポイントの一つは、土日のうちの1日は休みすることとされているのです。一週間のうち2日休みなさいというのも基本ですから、部活動の改善と併せて地域への移行をやらないとだめだと思っておりますが、その点、スポーツ振興課としてはどのよ

うなことを検討していますか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 部活動の移行、休養日等の周知等についてのお尋ねかと思いますが、これまでも部活動の地域移行を進めるに当たりまして、広域ごとに市町村等に対しまして、文化スポーツ部で御説明してきておりますし、先ほど言った先進事例等の周知もしながら、休養日も含めた取扱いについてさらに周知を図っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 特に部活動というと中学校になると思うのですけれども、生徒数が減少し、規模が小さくなっている。我々の時代とは違い、学校に自分がやりたい部活がないということもある。大船渡地区の事例を聞くと、陸上部がない、地域の陸上の専門家が生徒に陸上を教えているそうです。その点でいくと、少子化で学校規模が小さくなる中で、地域移行というものが大変大事な役割を果たしているなど感じております。だから、併せて部活動の改善というのもう一つ大きな課題なので、そのあたりもしっかり踏まえて、これまでの課題についてさらに深めていただきたい。

次の課題に進みます。スポーツ医・科学サポート事業について、スポーツ医・科学センターの取り組みと実績を示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 スポーツ医・科学サポート事業についてでございますが、県では競技力向上を図るため、県営スケート場内にスポーツ医・科学の測定・研修拠点を設置しまして、大学や医療関係者と連携しながら、医・科学サポート事業を実施しております。この事業では、トレーナーを派遣するトレーナースタッフ派遣、体力測定、トレーニングなどの指導を実施するアスリート研修、スポーツ・インテグリティやスポーツ医・科学の知見に基づいた研修を行う指導者研修会を実施しまして、本県アスリートの国内外での活躍につながっていると考えております。

また、市町村、学校及び企業等の健康教室に講師や専門員を派遣しまして、運動定着、老化や障がい予防等の運動プログラムを指導する健康づくり支援事業により、県民の健康づくりも推進しているところでございます。

令和5年度ですが、これまでトレーナースタッフ派遣では延べ556日、アスリート研修会では延べ40件、指導者研修会では延べ32件、健康づくり支援事業では延べ54件の事業を実施しているところでございます。

○斉藤信委員 トレーナー派遣が556件はそれなりの数だと思っております。今の競技は、精神的な問題も含めてトレーナーの役割がとても大きく、最近、新聞で為末大氏が、本番で力を発揮するには精神的な問題が大きいという話をしていました。ですから、心身ともにしっかり準備して競技に臨むということが本番で力を発揮することにおいて大事な役割を果たしているのではないかと考えます。

もう一つ、アスリート研修及び指導者研修の参加人数がわかれば教えてください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 アスリート研修につきましては、令和5年度のこれまでの実績が933人、それから指導者研修は、同じく令和5年度のこれまでの参加人数ですが、

2,129人になってございます。それから、健康づくりにつきましては3,697人になっております。

○**斉藤信委員** わかりました。参加者も積極的な数であり、スポーツ医・科学センターはとても大事な役割を果たしていると思いました。

そこで、達増拓也知事は、知事選挙のマニフェストプラス39で、スポーツ医・科学センターの整備に取り組むという前向きの政策を打ち出しまして、私も大変注目をいたしました。東日本大震災津波の直前までスポーツ医・科学センターの整備という課題があつて、東日本大震災津波により凍結されましたが、今、これだけの取り組みをやっている、拠点らしい拠点が無いのです。そのため、いよいよスポーツ医・科学センターの整備が現実的な課題になってきていると思いますけれども、この検討状況と来年度の取り組みを示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学の拠点につきましては、医科学の知見に基づく競技力向上と県民の健康づくりの観点から、老朽化したスポーツ施設の整備、統合と併せまして、その整備を検討することとしております。

現在行っております県営スポーツ施設の在り方検討や岩手県財政の状況、それから最先端の医科学の動向などを踏まえまして、令和6年度は他県の事例等の調査を行い、外部の有識者などの意見を伺いながら、整備目的、必要な規模などの整理を進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。ぜひ積極的に前に進めていただきたい。

最後ですけれども、地域文化芸術活動体制整備事業について、来年度新規事業として取り組まれますけれども、その内容を示してください。

○**武蔵文化振興課総括課長** 地域文化芸術活動体制整備事業についてのお尋ねでございますが、こちらについては文化庁の実証事業を県内の市町村の意向に基づきまして、関係団体等とも連携しながら実施して、休日の文化部活動の地域移行を進めるものであります。こちらの実証事業を実施することによりまして、課題の洗い出しですとか、地域の理解醸成、また地域の協力体制の構築を図るとともに、本格的な実施につないで、その成果を県内に波及していきたいと考えているものです。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係及び議案第104号公立学校情報機器整備基金条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 議案第 87 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 12 ページをごらん願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までであります。これらは主に授業料の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として 13 億 7,933 万円余を増額しようとするものであります。

補正の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書 189 ページをごらん願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち、一番下のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費は、対象生徒数の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の 190 ページに参りまして、3 目教職員人事費のうち、教職員人事管理費から退職手当までの 3 事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次の 191 ページに参りまして、4 目教育指導費のうち、下から二つ目、公立学校情報機器整備基金積立金は、G I G A スクール構想により整備された公立の小学校、中学校等における児童生徒の 1 人 1 台端末の更新に要する経費の財源に充てるため、国の補正予算を活用し、新たに創設する基金に積み立てようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、193 ページ、2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、次の 194 ページ、3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費、次の 195 ページに参りまして、4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、いずれも教職員給与費の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

次の 196 ページに参りまして下段でございます。4 目教育振興費のうち、一番下の公立高等学校等就学支援金交付事業費、次の 197 ページに参りまして、一つ目の奨学のための給付金支給事業費につきましては、対象生徒数の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の 5 目学校建設費のうち、三つ目、校舎大規模改造事業費は、県立黒沢尻工業高等学校の体育館大規模改修工事のほか、工事契約額等の確定に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

一番下の産業教育実習船代船建造費は、令和 4 年度に予算計上し、現在建造中の共同実習船りあす丸の代船建造に要する経費について、国の補正予算を活用し、今後の所要額を計上するものであります。

1 ページ飛ばしまして、199 ページをごらん願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費のうち管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、201 ページをごらん願います。下段の6 項社会教育費、2 目文化財保護費のうち、二つ目の文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整備に要する経費などの確定見込みにより、所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、203 ページをごらん願います。下段、6 目美術館費のうち、一つ目の管理運営費は、企画展観覧者数の減に伴う共催者配分負担金等の所要額を補正しようとするものであります。

次のページ、204 ページでございます。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の上から二つ目、県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みにより、所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、23 ページをごらん願います。第2 表繰越明許費補正、追加の表中、教育委員会の所管分は、10 款教育費のうち4 項高等学校費から5 項特別支援学校費までの4 事業、23 億 8,938 万 6,000 円であります。これらの繰越事業は、校舎建設事業のほか施設整備等について、計画調整と不測の日数を要したことなどにより、令和6 年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、議案第 104 号公立学校情報機器整備基金条例案について御説明申し上げます。議案（その4）の6 ページをごらん願います。あわせて、資料をごらん願います。1 の制定の趣旨でございますが、公立の小学校、中学校における児童生徒用1 人1 台端末など情報機器の整備のための事業に要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設置しようとするものであります。

2 の条例案の内容ですが、第1 条は、先ほど御説明申し上げました基金の設置について規定しております。第2 条から第6 条までは、本県の他の基金条例の例に倣いまして、現金の保管方法、運用益金の処理等について規定しております。

3 の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**上原康樹委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**岩崎友一委員** 確認も含めてですが、いわての学び希望基金で、奨学金の給付事業や大学等進学支援一時金給付事業も含めていくつか減額補正になっていますけれども、この給付の対象者がある程度わかった上で予算を組んでいると思うのですが、減額補正が生じている理由をお示しいただきたいと思います。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** いわての学び希望基金に関する奨学金でございますが、岩崎友一委員御案内のとおり、震災によりまして保護者が死亡した方への奨学金、あるいは、保護者の方は健在ですが、全壊や半壊など被災された御家庭の子弟に関して大学進学の一時的金などを給付する事業を行っております。そのため、保護者を失った児童生徒の方は大抵特定できておりまして、今年度は小学校6 年生以降の方に奨学金を給付して

おりまして、おおむね見込みどおりの支出をしておりますが、大学等進学支援一時金の給付の部分が大きな減額となっております。これは、大学進学の際の生活準備ということで、教科書、パソコンや家賃などを進学のための一時金として給付している事業でございます。おおむね被災した低所得の世帯に、今までの実績を基に割合を掛けて、例えば低所得者世帯は高校3年生の大体2.5%前後、あとはそのうち前年度の進学割合などを加味して推計して予算計上していることから、実績との差が出まして、減額するという状況になっております。

○**岩崎友一委員** 東日本大震災津波による遺児及び孤児の数は当然把握されていると思いますが、この基金に関係するほかのさまざまな事業費も減額になっているわけです。その理由は、遺児及び孤児以外の低所得世帯の部分が推移して減額補正になるものなのかももう少しわかりやすく説明をお願いできますか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今御質問をいただいた遺児及び孤児の部分に関しては、この方たちというように特定をしておりますので、そこは大きく変わりませんが、それ以外の教科書や大学進学等というところに関しましては、今までの受給率を生徒数から割合をはじいて、見込み値でもって予算計上していることから、実態との乖離ということで、低所得世帯の割合、あるいは、前年度の進学の割合、そして進学先ということもございまして。先ほど説明漏れになりましたが、進学先の大学に自宅から通う生徒は30万円、そして自宅外、自宅を離れる子には60万円となっております。自宅、自宅外というところも大きな差になっていると考えております。

○**岩崎友一委員** いずれにしても、震災遺児、特に孤児は本当に今頑張っていると思います。非常に重要な財源を使って支援していると思いますが、この子供たちがこれから社会に出てしっかり活躍できるように、また、寄附者の意向にもしっかり沿うような形で事業を進めてほしいということをお願いいたします。

○**斉藤信委員** 予算説明の190ページ、教職員人事費で退職手当が12億5,400万円余、これは増額補正、退職者が想定よりふえたということではないかと思っておりますけれども、退職者数の見込み、今年度退職予定の方々の年齢、年代はどうなっているか示してください。

○**大森教職員課総括課長** 退職手当の当初予算額は、過去の実績を基に積算しておりますが、今年度の予算額につきましては、新たに定年引上げによる影響も考慮する必要がありますことから、定年引上げの対象になる職員に意向調査を行いまして、その結果を踏まえて、2月補正をする前提でやや堅めにといたしますか、積算をしていたものであります。

なお、令和4年度当初予算ベースですと127億円余でございますが、令和5年度は55億円余。2月補正ベースで言いますと、最終的に令和4年度は171億円余が68億円余ということになっております。

増額補正の主なものでございますけれども、定年延長せずに60歳でお辞めになる方がその前年度に意向調査をしたときよりも31人ふえたということが一番大きな理由でございます。そのほか59歳以下の勧奨退職でお辞めになる方、あとは普通退職でお辞めになる方、

これは過去3年間の平均等で積算をしておりますが、それが実績としてまたふえる見込みだということで増額補正をしたものであります。

退職の方の年齢とおっしゃいましたか。

○齊藤信委員 年代。若い退職者もあるのではないかと。

○大森教職員課総括課長 59歳未満の年代で申しますと、普通退職でお辞めになる方が71人ということで御報告させていただきたいのですが、50代が9人、40代が10人、30代が23人、20代が29人となっております。なお、これには勸奨退職の数字は入っておりませんので、勸奨退職はこれに加えて85人となっております。これはおおむね50代の方が対象になっていると思います。

○齊藤信委員 定年が延長されるということで、働きがいがあれば、大体延長するのだと思うのです。延長しないで退職したのは、意向調査よりプラス31人とありましたけれども、60歳で退職された職員の人数はわかりますか。

○大森教職員課総括課長 教員の数ということで御報告いたしますと、小中学校で60歳でお辞めになる方が145人、県立高校と県立特別支援学校で24人と整理しております。

○齊藤信委員 先ほど退職者の年代を聞いて、普通退職71人のうち、20代が29人、30代が23人ということで、若手が多いのです。この20代、30代をどう育てるかが課題ではないかと思っておりますけれども、どのように受け止めていますか。

○大森教職員課総括課長 特に若い職員でお辞めになる方の個々の理由は、詳細までは把握しておりませんが、他県で採用されたとか、地元でUターンするとか、あとは結婚でお辞めになるという方が毎年出ていると思います。高齢層では家庭の事情、家族の転勤、看病と聞いております。いずれにしても、長く岩手県の教職員として勤めていただくことが、豊かな知識や経験をどんどん活用していただくという観点からも非常に望ましいことと思っておりますので、働き方改革等を含めて働きやすい職場環境づくりに引き続き努めてまいりたいと思います。

○齊藤信委員 もう一つ、これは199ページですが、特別支援学校費、管理運営費が4億5,400万円余の減額なのです。これは、小中高と比べても特別支援の管理運営費の減額は大きいのですが、この理由は何ですか。

○大森教職員課総括課長 毎年度給与費につきましては、5月1日時点の児童生徒数が確定した基礎定数、加配定数、あと当初予算の算定値、前年の10月に見込んだ数字との差で教職員数を再算定しております。教職員が下回ったものと思っております。あと年度途中の産休や病休等に迅速に対応できるように少し余剰を積んでおりますが、そういった経費でございますが、特別支援学校につきましては、当初の見込みよりも50人教職員数が実績として下回ったということでございまして、その主な理由でございますが、産休等の補充として見込んでいたものが予定よりも17人少なかったということと、再任用の方が17人、見込みよりも下回ったということが大きな要因と捉えています。

○齊藤信委員 見込みよりも50人下回ったということは、必要な教員を確保できなかった

ということですね。

○**駒込県立学校人事課長** 確保できなかったということではなくて、産前産後休暇及び育児休業を取得する人が少なかったなので、その代替部分が予定よりも要らなかったというでございます。

○**斉藤信委員** さっき答弁したのはそれだけではないでしょう。再任用職員がマイナス 17 人。

○**駒込県立学校人事課長** 特別支援学校につきましては、人数の変動が年度末で決まらないものですから、県立高校よりも多く見積もっております。年度末では児童生徒数が把握できない、確定できないので、ほかの校種よりも教員数は多く見積もっているというのが大きな理由となりますので、特に足りなかったということではございません。

○**斉藤信委員** 特別支援教育課長に聞きましょう。本当ですか。

○**最上特別支援教育課長** 各特別支援学校の教員ですけれども、学級にそれぞれの教員を配置の上、教員、常勤講師、非常勤講師を含め配置の上で日々の教育活動を進めているところ です。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、公立学校情報機器整備基金条例です。公立学校情報機器整備基金積立金と公立学校情報機器整備基金条例をセットで 7 億 1,400 万円余を積み立てる。この積み立ては 1 回だけなのか、複数回になるのか。また、総額でいくら積立てが必要になるのか示してください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今回創設いたします公立学校情報機器整備基金でございますが、斉藤信委員御紹介のとおり、GIGA スクール構想で整備されました県内の公立の小学校、中学校の 1 人 1 台端末等の更新に要する経費でございます。今回の補正で計上させていただきました 7 億 1,000 万円余は、今年度文部科学省から交付される見込みとなっている基金予定額の一部となっております。

現在、今後、何年度にどのぐらいというような端末の整備見通し調査をかけておりました、それに基づきまして来年度以降も追加交付をされる予定でございます。トータルの経費に関しては、その調査をもってということになりますので、ここで答えできる数字は持ち合わせておりません。

○**斉藤信委員** 小中学校では、全生徒分、新型コロナウイルス感染症の感染対策なんかも含めて整備されたわけですか。その総額はわかりますか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 小中学校におきましては、それぞれ設置者であります市町村教育委員会において整備したものでありまして、現時点で数字は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○**斉藤信委員** いずれ、それなりの額を県が積み立てて市町村に交付するということになるわけですね。

それから、今まで小中学校だけではなく、県立高校もタブレットを整備してきたと思います。県立高校でどれだけのタブレットを整備してきたのか示してください。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 県立高校におきましての整備台数でございますが、令和2年度、令和3年度の補正予算を組ませていただきまして、3回ほどに分けて購入しております。トータル1万5,980台整備しているところでございます。

○斉藤信委員 県立学校の場合は約2万1,000人ということですから、今1万5,980台というのは3分の2ぐらいということになるのでしょうか。残念ながら県立学校の場合には全員分の台数の整備にならなかった。それでも3分の2は確保されたのだと思うのです。しかし、来年度は基本的に保護者が新しいものを準備してくださいとなると、大変な負担になります。今年度、県が奨励したタブレット1台の価格と来年度はどのぐらいになるのか示してください。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 県立学校におきましては、先ほど申し上げた台数を整備しましたが、将来的には生徒個人で準備していただいて、それを学校に持ち込んでいただくBYODという形を進めていきたいと考えておりまして、3年前からその方向性を今後県立学校に入学する中学校の生徒に周知してきたところでございます。その関連で、令和5年度の新入生からは、このような端末を県立学校では使うので、もしよければ端末を準備していただきたいという推奨端末をお知らせするとともに、買うのであれば、こちらのECサイトをという御紹介もしております。今回そのECサイトで購入した1年生でございますが、538台、538名となっております。

○斉藤信委員 1台あたりいくら、来年度どのぐらいになるか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 大変失礼しました。令和5年度の新入生は1台6万5,000円でございます。そして、令和6年4月に入学する生徒に関しましては7万5,000円になる見込みでございます。

○斉藤信委員 来年度入学する生徒と保護者に配付されているチラシにこう書いているのです。令和6年度入学生から原則として各家庭に端末の準備をお願いすることとしました。ただし書があって、なお、準備が難しい御家庭の生徒に対しては、公費で整備した端末を貸し出しますと書いているのです。でも、来年度入学から原則として各家庭で準備をお願いすることにしました、私はこれで本当にいいのだろうかと思えます。

物価高騰で、そうでなくても実質賃金が低下し、家計が本当に厳しい状況です。特に日本は、教育費の負担が大きいのです。文部科学省の令和4年12月の学習費に関する調査では小学校の場合、年間35万2,566円、中学校は53万8,799円、公立高等学校は51万2,971円かかると報告されています。これにタブレット端末、来年度入学する生徒は、岩手県が奨励する機種でさえ7万5,000円かかる。安易に保護者に負担を押しつけていいのか。そもそも学習費が高いことが大問題になって、給食費を無償にしようという動きが広がっているのだけれども、やはりこの負担の増は、本当に耐え難いのではないかと。

今、県に、高校生向けのタブレット端末が1万2,800台あるわけです。これを積極的に活用すべきだ、これだけありますと知らせることをもっと丁寧にやらないと、低所得世帯は借金をしないと高校に入れないということになるのではないかと。そういうことをどのぐ

らい検討したのか。他県できちんと県立高校まで配備しているところがあるのではないのでしょうか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 高等学校におけるタブレットの整備及び負担状況でございますが、文部科学省にて高等学校における学習者用コンピュータの整備状況について調査が行われまして、令和5年度当初の状況といたしましては、学校の設置者負担を原則としているのが25自治体、保護者負担を原則としているのが22自治体となっております。本県におきましては、ほぼ都道府県負担ということで始めさせていただいておりますが、現在ICTの活用、デジタルの活用が進みまして、日常生活でもタブレット端末やパソコンを持っている生徒がかなり多くなっております。県の調査によりますと、大体3割の高校生が自分自身のタブレット端末やパソコンを持っているという状況であり、卒業後も進学先においても使う子が多くなってきている状況です。もともととして日常生活、学びにおいてもICT活用が進むということで、御自身で持っていただく、そしてそれを学びに使っていくことがより効果的だと考えまして、保護者の方には御負担をお願いする面はありますが、BYODという方式を取り入れようと考えております。

○斉藤信委員 今答弁があったように、設置者負担が25自治体、保護者負担が22自治体、設置者負担のほうが多数です。こういう中で、誰一人取り残さないという県政を進めている県教育委員会が安易に保護者負担を求める、これは大問題だと思います。

今西野教育企画室長は、高校生の3割ぐらいはタブレットを持っていると答弁しましたが、タブレット端末を持っていない3分の2は学校のタブレットは活用できますとやったらいではないのですか。私は、設置者負担が25自治体だというのだったら、岩手県も設置者が負担したっておかしくないと思います。3分の2の生徒の分はあるのに、新入生に7万5,000円負担して購入して下さいというのは、生徒や保護者の今の生活実態を顧みない横暴なやり方ではないのかと思いますが、教育長、公立高校に入学するだけで学習費が51万円を超える中で、2割近くも負担を増やすようなやり方はいいものか、本当にどれだけ真剣な検討をしたのか。低所得者世帯に対する対策は、ただし書を少し書いてだけです。あるものは活用する、最低でもそのぐらいのことはもっと鮮明に打ち出すべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○佐藤教育長 令和6年度からの端末の原則購入と、BYODの導入ということについてのお尋ねでございます。この仕組みは、小中学校も含めてGIGAスクール構想が進むという中で、県立高校分はどうするのだという議論が、令和3年度頃から教育委員会として真剣に議論してまいりまして、このBYODの仕組みを導入しようということで、令和4年度の新入生から、これまで試行、それから推奨ということで取り組んできまして、令和4年度、令和5年度、そして来年度、令和6年度の入学生から本格導入しようということで、その都度、その年度ごとにチラシを作成して保護者様へお示ししてきたということでございます。既に整備した1万5,000台ほどにつきましては、もちろん今度の2年生、3年生にしっかり活用していただくことと、さらに来年度、令和6年度の新入学生で用意

できないという方には、しっかりとありますからということもお伝えしながら、保護者様の御心配や御不安を少しでもなくするように、引き続き周知を図ってまいりたいと思います。

自分のものを用意するということについてのメリットが大きいこともありまして、先ほど西野教育企画室長から答弁がありましたので繰り返しはしませんが、自分のものを用意することのメリット、それから用意できない生徒に対しては、既に県で用意したものをしっかり貸与いたしますということをPRしてまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 今あるものを貸与すればいいのです。この県議会だって、タブレットを皆さんに貸与して使っているのです。いろいろな方式を言いますが、貸与すればいいだけの話なのです。

そして、全国で25自治体が設置者負担にしているのだから、低所得者世帯にしっかり心を寄せて、安易に教育費の負担を増やさず、誰一人経済的な心配なく教育を受けられる条件を整備することが、私は本当の教育行政の仕事だと思います。

私のところにも保護者から切実な声が寄せられています。このチラシを見たら、みんな買いなさいと思うチラシなのです。生徒の3分の2の1万5,800台以上あるのだから、ある人はそのままいいですよと、ない人の分はちゃんと準備していますよと、もっとリアルリズムでやらないと。これだったら、保護者は子供たちのために無理をしても、借金をしても買いますよ。そういうチラシになっているということを、あなた方はよく見て、無理して買わなくてもいい、あるものを活用できますということを、改めて周知徹底していただきたい。

そして、全国の多数派が設置者負担ということも踏まえて、この在り方も考える必要あるのではないかと。最後に教育長に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 繰り返しの部分もございしますが、1万5,000台用意した分については、いずれ3分の2である2年生、3年生を中心に貸与いたします。それプラス新1年生で購入できない方については、しっかりと対応してまいりますということで、周知についてはしっかりと、不安を持って高校生活に入ることをないように、そこは引き続き徹底して対応してまいりたいと思います。

○**小林正信委員** 先ほど斉藤信委員の質問で、退職された教員の方の退職理由は把握はしていないということだったのですけれども、プライバシー等もあるとおもいますが、把握していないということによろしいでしょうか。

○**大森教職員課総括課長** 斉藤信委員の御答弁にも申し上げましたけれども、普通退職者の退職理由としましては、他の都道府県の教職員に採用されたこと、結婚や配偶者の転勤に伴う他県への転居、育児に専念するため、あるいは、健康面の問題ということ等を挙げている方がいらっしゃいますが、あとは個々の希望であるということもあつたということで御容赦いただければと思います。

○**小林正信委員** 把握はしているということですね。

○大森教職員課総括課長 全職員分の退職理由を全部まとめているかということまでいくと、そこまでではないということでございます。

○小林正信委員 先ほど斉藤信委員が指摘されたように、20代や30代の退職者が多いと、結婚やほかのところに行くなどポジティブな理由もあると思うのですが、精神疾患で休職や退職される方がふえている状況、あるいは教員になろうという方が少なくなっている状況で、ネガティブな理由で退職された方の状況や理由も詳しく調べていき、なぜ教職員の成り手が少なくなっているのだろうか、なぜ精神疾患がふえているのだろうかというところも含めて見ていただきたいと思うのですが、その辺りの取り組みで何かやっていたらしゃることがあれば、教えていただきたいと思います。

○大森教職員課総括課長 精神疾患でお休みの職員の情報については、随時把握をしております。職場復帰等に向けた取り組みをしているところでございます。

メンタルヘルス対策としまして、主に三つの観点からやっております。まず、疾病予防という観点から、管理職も対象としたメンタルヘルスに関する基礎知識や、ケアの重要性の意識醸成を高める研修、啓発。二つ目としまして、疾病の早期発見、早期対応の観点から、専門医、医師による相談窓口の設置や長時間勤務者に対する産業医の保健指導というものを実施しております。さらには、復職支援という観点から、職場復帰のプログラム、試し出勤の実施など、復帰後の支援の相談をそれを教職員課の保健師や専門の職員が現地、学校に出向いて直接お話を伺ったり、管理職に対してどういう接し方をすればいいかなどの相談も随時行っております。精神疾患の職員は若い職員だけに限らず増加傾向にありますので、引き続きいろいろなステージの対策を行いつつ、少しでも疾患にかからないように、かかった後でも何とか職場復帰をして、退職せずに職場に戻っていただくような取り組みを引き続きやってまいりたいと思います。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）について発言を求められておりますので、これを許します。

○**斉藤信委員** 委員長、その前に。これからこの際に入るわけですがけれども、これから説明を受ける働き方改革プランは、県教育行政の最重要課題として捉えている大変重要な中身です。この働き方改革プランについては、ボリュームもありますし、重要な中身ですから、これはこれで別個に質疑をしていただきたい。

○**上原康樹委員長** ただいま斉藤信委員から、執行部報告に対する質疑の方法について御発言がありましたが、委員の皆様御意見を伺います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** そのほかの委員の皆様御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○**飯澤匡委員** 委員長は、委員会の運営をつかさどる長でありますから、委員長の方針を示していただきたいと思います。

○**上原康樹委員長** 委員のこの際発言と分けて行うこととしたいと思いますので、御了承願います。

○**岩崎友一委員** 重要は重要ですが、この際を分けるか分けないかという議論は、一番最初の委員会で協議したと思うのですが、その後正副委員長会議を開いて基本的なルールは決めたわけであります。毎回分けてというのは違うと思いますので、しっかりと正副委員長会議の結論も踏まえた上で委員長には御判断をいただきたいと思います。

○**上原康樹委員長** そのほか御意見ございますでしょうか。

委員長として発言させていただきます。基本的に一括で話し合いを続けていくということは、最初の段階で確認したとおりでございます。その基本方針にのっとって話し合いを進めていくということは、私も尊重したいと思っておりますけれども、今回の案件に関しての皆様方の御姿勢、通告の文書などを読ませていただいて、非常にこれは量、質、内容の深み、そういうものを考え合わせますと、機械的に一括でということは、私は非常に難しいものがあると思います。また、一括でやろうとおっしゃった皆様方の中にも、これはかなり難しい問題だという意識をお持ちの方もいらっしゃるよう思われました。

私は、皆様方の御意向に耳を傾けてきたつもりでございますけれども、教育というのは人間がテーマでございますので、非常に深みがございます。ということで、ここは教育行政に対して禍根を残さない、そういう常任委員会にしたいと思いますので、この際を分けて話を進めていきたいと思っておりますので、何とぞ御了承願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** よろしいでしょうか。

○**飯澤匡委員** これは非公式ですがけれども、委員長からはそのようにお諮りをしたいと、そういうような旨を昨日までいただいたところでありましたので、突如として方針の変更をされると、これからの議会運営についても、その内容について、そのとき、そのときで変わるということであれば、こちらはこちらとして準備しているわけです。基本方針どおりにやるものだというような形で、工夫をしながらやっているわけでありまして、私たち

はそのようにしてほかの委員会をやってきたと、こういうことでこの間も議論があったと思うのです。したがって、私は、これはこの際で一括でやったほうがいいと思います。

○**上原康樹委員長** おっしゃっていることはよく承知しております。大変御苦勞をおかけしております。一括でできないということも確かにあると私は思い、考えました。一晩で態度を変えたということではなく、時間をかけて最後の最後まで考えて、そして私の立場で、これは時間をかけるべきだろうと、そういう結論に達しました。いろいろと御意見はおありでしょうけれども、何とぞよろしく願いいたします。

○**岩崎友一委員** そのほかの委員会との整合性も含めて、委員長の説明では分けてやるということが納得ができませんので、採決が望ましいのではないかと思います。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○**斉藤信委員** 採決をする前に、教職員の働き方改革というのは教育行政の最重要課題と全国的にも共通の認識なのだと思うのです。常任委員会というのは本来所管部門について自由に徹底して審議する場です。今でこそ質問時間は30分程度となっているけれども、以前はなかったのです。全国的には、常任委員会で時間を設けているところは少数だと思います。そういう意味で、こういう重要な県の方針が示されたときに、所管委員会である常任委員会で自由に徹底して議論することが、常任委員会の本来の在り方なのではないかと思えます。

今日は、補正予算そのものの審議は極めてスムーズに進みます。時間に余裕があるわけですから、しっかり議論する委員会にしていきたい。

○**上原康樹委員長** 執行部報告に対する質疑の方法に御異議がありますので、採決を行います。

執行部報告に対する質疑は、委員のこの際発言と分けて行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**上原康樹委員長** 起立少数であります。よって、執行部報告に対する質疑は、議員のこの際発言とまとめて行うことに決定いたしました。

先ほど申し上げましたが、この際、執行部から岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）について発言を求められておりますので、これを許します。

○**大森教職員課総括課長** それでは、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）について御説明申し上げます。

A3の資料、概要版でございます。右肩に資料1と書いてある資料を御用意いただきたいと思います。なお、資料2は、今回策定したプランの本体でございますが、このA3の資料で御説明させていただきます。

初めに、I、策定の趣旨でございますが、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようにするものであり、終局的には子供たち

に質の高い教育の持続的提供につなげるというものであります。これは、前プランの目的でありました子供たち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保することから、教職員のワーク・ライフ・バランスの向上の観点をより重視したものへと見直しを行ったものであります。

Ⅱ、前プランにおける目標達成状況でございますが、前プランでは大きく定量的目標と定性的目標の二つの目標を掲げておりました。定量的目標を県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減とし、具体的な一つ目の目標といたしまして、時間外在校等時間月 100 時間以上の者をゼロとするとしていたところです。この 100 時間以上の延べ人数といたしまして、令和 3 年度が 71 人、令和 4 年度が 21 人、そして今年度第 3 四半期までの状況で 7 人であり、ゼロとする目標は達成できなかったものの、令和元年度には 1,857 人いたことを踏まえれば、大きく減少している状況です。

次に、二つ目の目標である週休日の部活動従事時間を除いた時間外在校等時間が月 45 時間、年 360 時間を超える職員を段階的に縮減することにつきましては、これも目標達成には至っていないところであり、令和 3 年度からほぼ横ばいの状況でございます。

また、定性的目標であります業務への充実感や健康面での安心感の向上につきまして、教職員へのアンケート調査により把握しているものですが、業務へのやりがいを感じているか、授業や授業準備に集中できているか、健康的に生き生きと業務ができていると感じているかの項目における肯定的実感が、令和 5 年度は令和 3 年度よりも減少している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、2、次期プランに向けた主な課題でございますが、定量的目標の目標 1 におきまして、時間外在校等時間が月 100 時間以上の者は大きく減少していますが、その一方で定性的目標における教職員の業務のやりがい等に関する肯定的実感が減少するなど、相反する結果となっており、負担軽減や業務改善の実感を伴った、より実効性のある取り組みを進める必要があると捉えております。

また、市町村立学校の働き方改革につきましては、県内の市町村で取り組み姿勢に差があると認識しておりますことから、県内学校全体の働き方改革を推進していく観点から市町村の取り組みの支援について、より一層進めていく必要があると認識しております。

以上が前プランに基づく取り組みの総括でございます。

次に、Ⅲ、学校（教職員）を取り巻く環境変化ですが、全国的な学校及び教職員を取り巻く状況について、1、少子化の進行と子どもの抱える困難の多様化・複雑化には、深刻な少子化が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしていること及び児童虐待やヤングケアラーなど子供の抱える困難がこれまで以上に多様化、複雑化し、これに応じて子供を支える教職員の対応の困難さも一層増していること。

2、教育DXの推進とその対応には、GIGAスクール構想による 1 人 1 台端末環境でのデジタル技術とデータを活用した教育価値の創出を目指すことが求められていること。

3、長時間勤務の教員が多い実態と教員不足には、全国的な状況として、依然として長

時間勤務が多い実態や教員不足が指摘されており、教職の魅力向上に取り組む必要があると整理をしております。

次に、新しいプランの内容の御説明でございます。Ⅳ、プランの期間でございますが、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

次に、右のほうに行ってくださいまして、Ⅴ、プランの目標でございますが、まず定量的目標といたしまして、県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減を掲げ、時間外在校等時間を教育委員会規則に定める上限である月45時間、年360時間内とすることを段階的に実現するための目標として定めるものであります。

目標1の時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにするという目標、これは前プランの100時間以上の者をゼロにするという目標がおおむね達成されたものと捉え、次に達成すべき水準を80時間として設定したものであります。

もう一つは、目標2の時間外在校等時間、週休日等の部活動従事時間も含むとしていますが、これが月45時間超、年360時間超の者を段階的に縮減するというものであります。時間外在校等時間の考え方を、前プランでは週休日の部活動時間を除いたものとしておりましたが、これを含むものといたしました。これは、教育委員会規則に定める時間外在校等時間の定義と同様にするように見直しを行ったものであります。

また、定性的目標といたしまして、業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保を掲げ、家庭のための時間や自分自身の自由な時間の確保の状況について、目標に関連するアンケート項目に追加の上、調査を実施し、関連するアンケート項目の肯定的回答が向上することを目指します。

次に、Ⅵ、具体的取組の体系でございますが、イメージ図の左側の県立学校の取組と中ほどの県教育委員会の取組を進めながら、プランの目標達成を目指すこととしております。県教育委員会の取組は、大きく四つの柱により推進していくこととしており、まず1、学校の取組支援といたしまして、先進事例の普及や関係団体・地域との連携など、学校が主体的に実施する取り組みをバックアップする取り組みを行います。

また、2、環境整備では、チームとしての学校の推進として、新たにスクールロイヤーによる法務相談体制の整備などに取り組みます。制度等改善としましては、統合型校務支援システムを市町村立学校において令和6年度から順次導入をいたします。部活動の適正な運営といたしましては、部活動指導員の配置、部活動の段階的な地域クラブ移行などに取り組みます。さらに、勤務時間の適正管理、教職員のハラスメント対策に関する取り組みを行います。

3、健康確保の柱では、教職員の心と体の健康を確保するための取り組みとして、長時間勤務者の保健指導対象者について、これまでの時間外在校等時間月100時間以上の者に複数月の平均時間外在校等時間80時間以上の者も加え、対象者を拡大します。

4、人材確保の柱では、教職の魅力発信など教員確保に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、右側の市町村立学校関係でございますが、学校設置者である市町村教育委員会が小中学校の働き方改革の取り組みを進めることを基本としながら、県教育委員会と市町村教育委員会が連携するとともに、県教育委員会による市町村立学校への支援を通じて、県内の学校全体の働き方改革の実現を目指すこととしております。

最後に、Ⅶ、プランの推進でございますが、毎年度取り組みの進捗状況や時間外在校等時間の推移の把握、目標の達成状況の分析を実施し、プランを着実に推進していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**上原康樹委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**関根敏伸委員** 高校の魅力化といわて留学の取り組みの状況について何点かお伺いしたいと思います。

まず、いわて留学制度が導入されたと思いますが、導入以降の県外留学生の留学実績の推移と、令和6年度入試における県外留学生の応募状況について、学校別にあればお示しをいただきたいと思います。

あわせて、同時に県内の公立高校の志願者倍率の推移もお伺いできればと思います。

○**中村高校教育課長** いわて留学の入学実績の推移と令和6年度入試の状況並びに県立高校の志願倍率の推移についてでございますけれども、まず県外の生徒を受け入れるいわて留学は、中学校卒業予定者数の減少等を踏まえ、県内生徒の学ぶ機会の確保を前提としつつ、平成27年度から葛巻高等学校で県外生徒の受入れを始め、その後受入れ実施校を順次拡大し、令和6年度入試では13校で実施しております。

入学者数の推移は、平成27年度が5名、平成28年度が5名、平成29年度が4名、平成30年度が4名、平成31年度が9名、令和2年度が19名、令和3年度が19名、令和4年度が31名、令和5年度が25名となっております。

また、令和6年度入試では、学校別に葛巻高等学校に9名、大迫高等学校に4名、西和賀高等学校に5名、水沢農業高等学校に1名、沼宮内高等学校に1名、遠野高等学校に2名、住田高等学校に2名、大槌高等学校に5名、伊保内高等学校に3名の合計9校に32名の志願者がありました。

県立高校の志願倍率の推移でございますが、葛巻高等学校で受入れを始めた平成27年度は県立高校の倍率が0.93倍です。以後、最近5年間の状況ということで申し上げますと、令和2年度が0.87倍、令和3年度が0.82倍、令和4年度が0.85倍、令和5年度が0.82倍、今年度実施する令和6年度入試が0.80倍となっております。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。令和に入ってからいわて留学の実績も急激に伸びているとお聞きしました。令和5年度、若干少なくなっているようではありますが、令和6年度も応募の状況が32名ということですから、着実にこのいわて留学の取り組みが進展してきているという認識を持っております。

その上で、いわて留学に対する県教育委員会の取り組みと予算の状況、あといわて留学

を進める上で市町村の財政負担も含めた体制づくり、これが大きな割合を占めていると思いますが、県の予算の状況と県内の取り組んでいる市町村の予算措置状況、これはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○安齊特命参事兼高校改革課長 いわて留学に対する県教育委員会、市町村の取り組みでございます。県教育委員会では、いわて留学の広報活動を支援するためにウェブ配信サイトnoteを活用した情報発信、そしてリーフレットの作成、配架、そして県外留学を希望する生徒、保護者を対象とした合同説明会での広報活動等を実施しているところでございます。

これらの取り組みの令和5年度予算については、リーフレット、そして合同説明会での広報活動、合わせて約50万円となっております。noteによる情報発信については、協定を結んで実施していることから、ゼロ予算で実施しているものであります。

一方、市町村でございますが、地元の県立高校を支援する市町村においては、県外留学を希望する生徒、保護者、学校及び市町村をつなぐ事業を展開している民間団体主催の地域みらい留学への参加費用等として、1校当たり約100万円程度を予算化しているケースがございます。このほか、県内生、県外生を問わずという取り組みでございますが、下宿等をしながら地元の県立高校に学ぶ生徒に対する補助であったり、寄宿舎の整備、地域との連携、協働により教育活動の魅力化を担うコーディネーターの人件費等を予算措置している市町村もございます。

○関根敏伸委員 令和5年度では、高校魅力化に対する二つの事業、合わせて三千数百万円が措置されております。新年度予算にも同額程度が盛り込まれているようですが、これはいわて留学に対しての丸々の予算という捉え方ではないということですか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 現在行っている高校魅力化の取り組みは、全県立高校で展開しているものでございまして、それぞれの学校が地域等と連携しながら教育活動を充実していく取り組みでございます。それに要する経費を措置しているところでございまして、高校魅力化全体の取り組みとして3,400万円余を計上しているもので、その中の取り組みの一環としていわて留学も含まれているというものであります。

○関根敏伸委員 一体的ではないと、そのとおりでと思うのですけれども、厳密には分けて考えなければならないと思います。

あわせて、県内の市町村の状況、予算措置状況等も今御答弁いただきましたが、新聞報道等によりますと葛巻高等学校では5,000万円程度、これはどう捉えるかですけれども、5,000万円程度を措置されておりますし、西和賀高等学校には今年度5名の県外の生徒が挑戦したいと意欲を示しており、3,700万円程度措置されていると伺っております。これは町として、いわて留学に対し、学校存続の危機感と地方創生への危機感の表れだと思います。大きな財源を措置して取り組んでいるということでありまして、高校魅力化といわて留学は、厳密に言えば分けて考えなければならないわけでありまして、高校魅力化にかける地方の思いというのはしっかりと捉えていく必要があるかと思っております。この市町村のか

けている意気込みもしっかりと捉えていただきたいということをまず話しておきたいと思っています。

その上で、いわて留学の意義をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。また、評価制度というのも県で取り組み始めました。その評価における意義と評価についてお伺いしたいと思います。

○**中村高校教育課長** いわて留学の意義ということでございますけれども、県内生徒と県外生徒が交流し、それぞれの視点や考え方に触れることで互いに視野を広め、自己の将来を深く考えることができるようになり、また刺激し合い、切磋琢磨することで互いの成長を促していくものと考えています。また、県外から入学した生徒が卒業後に地域の将来を担う人材として定着したり、県外から岩手県を応援するなどの人材の創出につながるものと考えています。さらに、いわて留学は、高校と地域が連携し、実施されることから、その取り組みを通じて高校の特徴化、魅力化が一層図られるものと考えています。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 高校魅力化の評価システムの導入でございますが、こちらは高校魅力化の取り組み全体に対して、アンケート調査により生徒の自立性や協働性、探究性、また地域への当事者意識を可視化するというを目的で実施しているものでございまして、魅力化の取り組みの成果や課題、生徒の資質、能力の育成等について、学校と地域の双方による評価により客観的な評価、検証を行っており、いわて留学に特化したというものではございません。こういった評価システムを導入することにより、高校魅力化全体の成果や課題を明らかにして、取り組みの充実、改善に努めているものであります。

○**関根敏伸委員** いわて留学について改めてお伺いしますが、いわて留学を今後どう進めようとしているのか、お考えをお伺いします。人口減少の中で地方創生、地域の活性化、移住定住の推進ということは全庁的に進めていかなければならないわけではありますが、ふるさと振興部を含め知事部局との連携をいわて留学はどのように位置づけて進めようとしているのかお伺いしたいと思います。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 知事部局との連携についてのお尋ねでございますが、いわて留学は、知事部局が今ターゲットとしております対象と若干異なることから、募集活動については地元自治体と高校が連携して取り組んでいるといったものであります。また、県外の中学生や保護者が本県の県立高校へ出願を決断する際には、生活環境の保障のほかにも特色ある高校の教育活動、こういったものが決め手の一つとなります。知事部局の職員は、学校や教員にはない知見や人脈、そしてノウハウを持っていることから、これまでも地域産業や進路に関する講座の開催や、講演会の講師派遣、生徒の探究活動への支援など、特色、魅力ある教育活動の実施段階において、さまざまな連携を行っているところでございます。引き続き県外の中学生がより魅力を感じられる高校となるよう、知事部局等との連携を深めていきたい、そのように考えております。

○**中村高校教育課長** いわて留学の取り組みの方向性ということでございますけれども、中学校卒業予定者数の減少等を踏まえ、県内の生徒の学ぶ機会の確保を前提として実施し

ている制度であり、先ほども申し上げましたが、県内生徒と県外生徒との交流を通じて互いの成長を促し、また学校の特色化、魅力化にもつながるものと捉えておりますので、この制度の趣旨を踏まえながら適切な運用につなげてまいりたいと考えております。

○**関根敏伸委員** 県内の子供たちのための県立高校ということが、柱でありますので、県外留学を進めることによって県内の子供たちの学ぶ機会が損なわれるということがあってはならないと思いますし、募集要項にもそのように定められているのはそのとおりだろうと思います。

ただ、先ほどのいわて留学の意義の中でも県教育委員会も捉えられているとおり、課題解決型の子供たちが育っていく、課題解決を地域と一体的に進めていくことによって自己肯定感が高まっていくという、教育的な効果は明らかになっているというように、私が前任期の特別委員会のときに、地域・教育魅力化プラットフォームのディレクターの方から伺いました。

あわせて、地域留学をした子供たちの、地元定着率がこれは間違いなく高まっているということで、まさに教育的な観点と地方創生の観点、この両面からこれからのいわて留学の在り方ということをやはりもっと進めていく必要があるのではないのかという意識を持っております。

先般も葛巻高等学校の件で、葛巻町長のコメントも載っていましたが、当初は高校存続及び生徒確保の目的でスタートしたが、来てくれたのは目標を持った優秀な生徒たちだった、北海道から沖縄まで人脈が広がって、どこにいても葛巻を思ってくれる人がいる町になってくると、将来町が大きく変わってくるきっかけになってくれるだろうと、こういうコメントが載っておりました。私はそういう葛巻高等学校の先進的な成功例も含めて、いわて留学の在り方というものは、今後知事部局ともう少し一体的になって、人口減少とも絡めて、どういわて留学を位置づけて進めていくのか、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

その上で、今後いわて留学の拡大に向けた、地元の子供たちの入学機会を妨げない範囲と両立する形でいわて留学の定員の受入れをどう考えていくのか、方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

○**中村高校教育課長** 県外留学生の拡大、いわて留学生の拡大と県内生徒の学ぶ機会の確保ということについてでございますけれども、まずいわて留学には三つの区分がございます。そのうちの一つである地元自治体が生活環境を整備して実施する区分は、地元自治体が県外生徒の身元保証を行うということから、県内の生徒と同様とみなすため、県内生徒の学ぶ機会の確保や地元自治体が整備した居住環境の状況から、定員の中において募集する枠を定めているというものであります。

もう一つの区分であります学校が居住環境を紹介する区分での実施というのがございますが、この区分では県内生徒の学ぶ機会の確保といった観点を踏まえることが必要であることから、定員の20%以内において募集枠を設けているということでございます。今後

つきましては、県内生徒の学ぶ機会の確保を前提として適切な制度の運用に勤めつつ、今後の動向を見極めてまいりたいと考えております。

○**関根敏伸委員** 令和7年度の要項を見ますと、20%というのが初めて出てきたように見受けられます。令和6年度までは、要項にはそのような定めがなかったと見ていたのですが、先進的なのは御承知のように島根県ですよね。島根県は、ほぼすべての県立高校でしまね留学に手を挙げていると見ております。学校によって差があるようで、10%から、多いところで40%と定めているところもあれば、県外枠を制限なしという定め方をしている学校も数校あるようです。それがやはり、結果的に二百数十名のしまね留学につながってくるわけでありまして、そういった意味では、この部分、現実的に志願倍率がどんどん減少してきている、今後少子化の中で高校の入学生は確実に減っていく、その上で地元において高校の存続というのは本当に大きな希望の光であるわけでありまして、そういったところを考えたときにこのいわて留学の定員の在り方をぜひ知事部局と一緒に考えていただきたいと思っております。

子供が県外から来ると、普通交付税では1人当たり年間15万円から30万円程度増加するという話もありますが、先ほどの市町村の負担で見ますと、例えば、葛巻町は10名の子供たちに対して5,000万円、西和賀町は3,700万円を負担している。今度5名受験しますが、600万円、700万円かけて学校存続と地域創生にかけているわけです。そこをもう少し市町村とすり合わせをしながら進めさせていただきたいと思いますし、定員の取扱いに対して非常に不明瞭だという印象を受けました。ある学校から相談を受けましたが、実施する高校は8校ありますよね、それに特例校が3校ある。特例校の扱いと実施する高校の扱いが非常に不明瞭です。実施する高校8校は、いわて留学実施要領の中に一般入学者選抜の募集定員に含めるということで明確に書かれているのですが、特例校については、入学者数の制限を設けずに特例として実施するということが書かれていない。

今回西和賀町が頑張っけて県外から子供たちを連れてこようとして、手を挙げてくる子供たちがいる中で、場合によっては、地元の子供たちと県外の子供たちとあつれきが生じかねないような状況です。これは、残念ながら教育委員会として、このいわて留学に対しての三つのパターンに対しての整理、それからいわて留学の方向性が非常に不透明なまま、市町村、市町村教育委員会に投げた形の中で進められてきたことが今生じようとしているのではないかと思うのですが、この認識についてはどのようにお考えですか。

○**中村高校教育課長** いわて留学の開始に当たりましては、地元の自治体と十分に協議しながら実施を進めているというところであります。三つの区分の中で、地元自治体が生活環境を整備する区分というところでは、入学者の制限を設けないという表現があるところですが、その意味合いといたしましては、地元自治体が県外生徒の身元保証を行うということから県内生徒と同様とみなすということで、県内の生徒として扱う。以前は、県外の生徒が本県の県立高校を受ける場合には、一家転住が原則であり、この一家転住によらないと基本的には受けられない。それが平成27年度の葛巻高等学校のいわて留学の開

始においては、自治体が身元保証をする、要するに親代わりになることで、通常は学区外は定員の何%という枠があるのですが、そういう意味で入学者の制限を設けないというようなところで実施をしているところがございます。今後の実施に当たりまして、改めて地元の自治体等としっかり連携を取りながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

○上原康樹委員長 関根委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため。

○関根敏伸委員 最後になりますから。

今御答弁いただいたように、いわて留学の受け入れる要件も大幅に緩和しながら進めてきたことがこの流れにつながっていると思いますが、将来にわたって確実に子供が減る、募集倍率が間もなく 0.8 を切りそうだという状況の中で、市町村は一生懸命になって県外留学生を受け入れて、地元の子供たちと課題解決型の人材を育てようと、地域の存続にかけようとしているわけであります。取扱いの不明瞭さも含めて、令和7年度以降のいわて留学の取扱いと知事部局とのさらなる連携も含めた教育長の御見解をお伺いさせていただいて終わりたいと思います。

○佐藤教育長 一般質問の中でも、知事から県外募集の推進についての御答弁がありましたとおり、非常に効果が高いということで、一層の推進に取り組むということの答弁がありました。教育委員会としてもそのとおり、大事な取り組みだと思っていますので、これからも推進してまいりたいと思います。

一方で、制度の枠組みの中で、関根敏伸委員から御指摘ございましたとおり、少し不明瞭な点が及び市町村との間に整合が取れていない部分があるのではないかとこのところにつきましては、しっかり点検しながら進めてまいりたいと考えていますし、市町村も首長部局と連携を取りながらやっていただいていますし、我々もしっかり知事部局と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。しっかり点検しながら、見直すべきところについては見直して進めてまいりたいと思います。

○上原康樹委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 この際から質疑いたします。端的に答えてください。

定年前退職者数と教員の欠員予想について伺います。2024年度の人事異動において、今回は定年退職者がいない年になっておりますけれども、定年前退職者が多いと聞いております。新採用者の数を上回っているような状況になれば、定数に対する欠員も生ずるのではないかと危惧します。2024年度の教員配置について、年度初めにおける欠員状況について伺います。この部分だけ答えてください。

○熊谷小中学校人事課長 今年度末の退職予定者数についてであります。小中学校の教員は合わせて現時点で261名となっております。新採用候補者の教員数は221名ですので、

退職予定者数のほうが採用候補者数よりも40名上回っているというふうな状況であります。来年度の基礎定数につきましては、小中学校合わせて32名の減少を見込んでいます。今後も少子化の影響を受けまして、全国的に基礎定数が減少する見込みでありまして、その状況に合わせて採用者数を決定しているところでございます。

一方、県立学校の退職予定者です。現時点で66名となっております。新採用候補者の教員数は71名ということですので、採用候補者数のほうが退職予定者数よりも5名上回っているという状況です。県立学校におきましても、定数は減少傾向であります。退職者数等を推計しながら採用者数を決定しているというふうな状況であります。

なお、令和6年度当初における欠員の見通しにつきましては、現在定期人事異動の作業中であります。各学校へ加配定数を配置し、その配置教員を確保しているような最中でもありますので、現時点ではお答えできかねる状況でございます。御了承願います。よろしく申し上げます。

○小西和子委員 端的にお伺いします。臨時採用については、極力行わないようにしなければなりません。加配などの配置状況によっては欠員が生じる可能性があります。先ほど、差が40人とありましたので非常に危惧しています。そのようなときに、指導主事の数を減らして対応する方法も考えられます。岩手県の指導主事の割合は、他県に比べて高いです。県教育委員会として指導主事の人数を減らす考えはあるのか、あわせて欠員補充などとは別に今後指導主事の数を減らしていく考えはあるのか伺います。

○大森教職員課総括課長 小西和子委員御指摘のとおり、毎年退職者数を推計して少子化に伴う定数の減少を見込みながら、毎年度採用者数を決定していますが、例年、年度当初の時点において一定数の欠員が生じるところでございます。教員を確保していくためには、文部科学省が示した教員でなければ担えない業務に注力させるための取り組みなど、教職員の働き方改革の推進が重要でありますほか、小西和子委員から御指摘がありました県や市町村教育委員会の指導主事の適正配置、要は事務職員が担えるものは事務職員が担って、その分を、指導主事として担った分を、先生を学校に戻すというような取り組み、これも重要な方法だと認識しているところでございます。

○小西和子委員 人員配置についてはよろしく申し上げます。

2番目、第2期特定事業主行動計画（前期計画）子育て応援プランについて伺います。計画の推進に当たっては、各年度における実施状況の検証により、必要に応じて見直しを行いながら、計画の着実な推進を図っていくと明記されておりますが、把握されている実施状況はどのようになっているか、端的にお答えください。

○大森教職員課総括課長 県教育委員会におきましては、子育て応援プラン及び女性活躍のための特定事業主行動計画を策定いたしまして、男性職員の育児休業等の取得を促進しているところでございます。さまざまな会議で呼びかけを行っておりますが、一部省略させていただきますが、配偶者の出産を控えた男性教職員に子育て応援ハンドブックを手交して、休暇制度の周知を行って育児休業を含めた取得促進を働きかけているところでござ

います。

そうした取り組みによりまして、男性職員の育児休業の取得率、令和元年度には県立学校において2.3%、小中学校において3.2%でありましたところ、令和4年度には県立学校において19%、小中学校では7.8%になっておりますが、知事部局や県警本部における男性職員の育児休業の取得率とは大きく差があり、憂慮しているところであり、一層の取り組みが必要だと認識しております。

○小西和子委員 本当はここで言うつもりではなかったのですが、国の調査結果で男性職員の育児休業取得率は、岩手県は52.4%として2位になっておりますけれども、知事部局が78.8%、それから県警察本部は100%です。つまり、足を引っ張っているのは県教育委員会です。県教育委員会は二十何%ですよ。ここをちゃんと改善しなければならないと考えます。県警察本部は、都道府県第1位となっておりますので、県教育委員会もこの強いリーダーシップを発揮していただきたい。

では、次に行きます。子育てに係る制度があっても実際には取得できません、休める職場環境ではないといった声が多く聞こえてきます。実際に育休明けに育児短時間勤務を取得したいという申出をしても、管理職から、取得することは構わないが、人がいないので学級担任はしてもらおうと言われ、学校としてフォローできない趣旨の話をされ、取得を断念した教職員がいます。今年度は、小さい子供2人を育てながら、往復3時間の道のりを通勤し、担任をしています。また、配偶者との別居解消のため、4月から管外異動で育児短時間勤務を希望していた教職員は、教育事務所の課長から別居解消を優先し、希望の市町村に異動したいのであれば、育児短時間勤務は諦めてほしいと言われた事例もあります。

教職員のための子育て応援ハンドブックには、こうやって配偶者と一緒に育児休業を取得してもいいし、交代で取得してもいいのですよというように事例が掲載されているにもかかわらずこのような状況にあります。

県教育委員会は、働きながら安心して子供を産み育てることができる勤務環境の整備を本気でするつもりがあるのか伺います。代替職員が見つからないのであれば、もう常勤は厳しいと思っている再任用教職員に、育児短時間勤務の後補充をする短時間勤務の希望を取るなどして、サポートが欲しい人とサポートしたい人をマッチングしてはどうか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 人事配置につきまして御指摘をいただきました。人事異動に関しましては、教員それぞれ一人一人の家庭状況等に配慮しながら、その方のそれぞれ働きやすい環境になることを目指しながら、よりよい異動になるように把握しているところでありますので、御理解のほどいただければと思います。

また、小中学校職員にかかわる子育て支援に関しましては、今年度4月より産前休暇の代替者につきましては、年度当初から配置を行う前倒し配置を実施しております。4月には、1学期中に産前休暇に入る対象者28名に対し、26名の代替者の前倒し配置を行うなど、産休を取りやすい、取得しやすい環境づくりに努めているところであります。

それから、育児短時間勤務でございます。現在県内の小中学校におきましては、4名の教員が育児短時間勤務を行っております。その勤務状況は、週24時間35分勤務の方々であります。この4名の方々に対しましては、3名の方には代替者を配置しているところでもあります。現在未配置となっている代替者につきましては、御指摘いただきました常勤勤務が難しい状態となっている方への声かけを含めまして、引き続き代替者の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○小西和子委員 現場のほうでは、このようなやり取りがあつて、希望しても希望をかなえられないということです。

それから、今年度最終的に育児休業、産前産後休暇の代替職員が入っていないところは、県北地区と沿岸地区が多いですね。代替の方がそこにいらっしゃらないからだと思うのです。その場合は、年度初めから正規で雇用していくということも考えなければ、出産することによって職場に迷惑がかかるのだと感じる職員が出てくることになるわけです。岩手県の最重要課題である人口減少対策、少子化対策に逆行しているのが、第1位は県教育委員会ではないでしょうか。

このままでは子育てしながら今の仕事を続けることは無理、家族との時間を犠牲にしなければ成り立たない働き方には限界があるなどの理由で、働き盛りの教職員の離職が進むことも考えられます。働きながら安心して子供を産み育てることができる岩手に変えることで、教員を希望する若者がふえると考えます。岩手県の最重要課題である少子化対策について、県教育委員会の見解を教育長に伺います。

○佐藤教育長 教職員の働き方改革、これはまさに先ほど御説明いたしました第2期特定事業主行動計画（前期計画）子育て応援プランでもって、県立学校もそうですが、市町村教育委員会とも連携しながら一層進めることによって、教職員が働きやすい環境をつくるということを積極的に進めてまいりたいと考えております。そのことが本県の重要な課題である少子化対策、人口減少対策に資するものと考え、教育委員会としても一生懸命取り組んでまいります。

○小西和子委員 では次に、働き方改革プランに入ります。12ページ、定性的目標についてですけれども、アンケート結果について、校種別のデータはあるのかなのか、すぐ示せるのか伺います。

それから、健康でいきいきと業務ができていると感じている等について、肯定的回答の割合が年々減少しています。その原因をどのように分析しているのか伺います。

○大森教職員課総括課長 まず、アンケート結果について、校種別のデータということでございましたが、この定性的目標の業務への充実感を図るための調査は県内の小中、県立学校の教職員を対象としてアンケートを行っていきまして、結果につきましては小中学校と県立学校ということで整理をしております。アンケート項目にあります現在の業務にやりがいを感じているかについて、令和3年度から令和5年度における「そう思う」及び「まあそう思う」という肯定的回答の推移でございますが、小中学校につきましては89.4%か

ら 88.1%と 1.3 ポイントの減少、県立学校は 85.2%から 82.2%と 3.0 ポイントの減少となっております。

次に、授業や授業準備に集中できていると感じているかにつきましては、小中学校は 60.5%から 53.5%、7.5 ポイントの減少、県立学校は 55.8%から 53.1%と 2.7 ポイントの減少となっています。

健康でいきいきと業務を行っていると感じているかにつきましては、小中学校は 61.5%から 54.7%と 6.8 ポイントの減少、県立学校は 51.9%から 46.4%と 5 ポイントの減少となっています。

次に、そうした肯定的回答が低下した原因でございますが、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴って部活動など学校活動が再開されたこと、あるいは学校を取り巻く課題が複雑多様化していることなどが要因として考えられるのではないかと考えております。引き続き、教職員が量的にも質的にも負担軽減を実感できる取り組みを進めていく必要があると思っております。

県教育委員会といたしましては、今後も継続してアンケート調査を行いまして、その要因を分析の上、必要に応じて取り組み内容の見直しを行いながら、業務への充実感の向上、ウェルビーイングの確保に努めてまいります。

○小西和子委員 明らかに小中学校では、特に健康でいきいきと業務を行っているかの肯定的回答が減少しています。今、新型コロナウイルス感染症のせいにはしましたが、違います。長時間労働が全然是正されていないからです。だから、次のプランに期待を持ったのですが、その解決できるような中身ではなかったもので、私は憤慨しております。

16 ページの第 8、プランの目標ということですが。定量的目標のところですが、具体的な業務削減を示して時間外勤務をゼロにするというようにやるべきだと思うのです。目標だったらゼロにすると書くべきであると思います。そうでなければ、学校現場で働く教職員は納得できません。この目標については、市町村教育委員会に対しても達成するように進めるのですよね。

それから、市町村ごとの長時間労働が 100 時間超えや 80 時間超え、45 時間超えのデータを把握する必要があると考えます。私が一般質問で質問した文部科学省の数値とは別に、県教育委員会としてはこれをつかんでおかなければならないのです。県教育委員会は、それは必要ないと捉えているのかお伺いいたします。

○大森教職員課総括課長 まず、目標としましては、月 45 時間、年 360 時間に収めるというのが目標であります。向こう 3 年間でそこを全部の職員に実現するというのはなかなか難しい面もありますので、段階的に進めていくということで今回の目標を設定したところでございます。

市町村教育委員会への働きかけにつきまして、次期プラン、本文の 2 ページに記載しておりますが、学校における働き方改革の実現に向けて、県立学校及び県教育委員会のそれぞれが実施する取り組みと目標を示すとともに、市町村教育委員会においても、市町村立

学校の働き方改革の実現に向けて、学校とともに取り組んでいただきたい内容を示しているものであります。このような考え方から、市町村教育委員会におきましては、次期プランを参考に、同様のプラン、基本方針、実施計画等を策定した上で、県全体における教職員の働き方改革の観点を踏まえながら目標を設定し、市町村立学校の働き方改革の取り組みを推進していただくことが基本となるものと考えております。県といたしましても、引き続き市町村教育委員会との意見交換や研修会等、さまざまな機会を通じまして、プランの考え方を伝え、理解に努めながら、連携をいたしまして一体となって県全体の働き方改革の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、市町村の小中学校の実態把握でございますが、市町村立学校の働き方改革につきましても、学校設置者である市町村教育委員会がその取り組みを進めることが基本であり、市町村立学校における教員に係る在校等時間につきましては、各市町村教育委員会が規則等を整備して業務の適切な管理を行っていることと承知しております。また、市町村教育委員会から県教育委員会に対して逐次在校等時間を報告するとなれば、各市町村において相当の業務負担増になりますことから、県教育委員会におきましては市町村立学校の教員の在校等時間について現在は報告を求めておりません。

なお、令和6年度から市町村立小中学校に順次導入を進める県内統一の統合型校務支援システムには出退勤時間を記録する機能が付加されますことから、報告に当たっての負担軽減も見込まれますので、そういった導入状況も踏まえて今後検討してまいります。

○小西和子委員 福島県教育委員会教職員働き方改革アクションプラン～みんなで変わろう！変えよう！子どもたちの未来のために～というのでは、きちんと全教職員の時間外勤務時間を月45時間以内かつ年360時間以内にしますと言い切っております。

17 ページの2、定性的目標、ウェルビーイングの視点を考えるのであれば、働きやすい職場環境になっているのか定性的に捉えることが大切でありますし、権利が行使しやすいか、休みを取りやすい職場か、ハラスメントの実態はないのかということも加えるべきであるというふうに考えます。

21 ページ、環境整備のところですが、教職員をサポートする専門スタッフの配置については、2024～2026における具体的配置数を示すべきだと考えます。例えば2024年度の教員業務等支援員・スクールサポートスタッフの配置について、青森県は全公立小中学校に配置、学校教育改革に30.9億円をかけておりまして、公立の市町村についても支援をするといったすごい予算を立てております。次に、福島県も全公立学校にスクールサポートスタッフを配置する。文部科学省で全部の学校に配置しなさいと言っていて、ちゃんと予算をつけているのですから。山形県は、全小中学校クラス、特別支援ということで324人。秋田県に聞いてみたところ、89人ということでした。全国で一番少ないと思うと言うから、いやいや、大丈夫。岩手県42人だからと言っておきました。なぜ岩手県は、415校の10分の1しかスクールサポートスタッフが入っていないのかお伺いしたいと思います。

○大森教職員課総括課長 令和6年度岩手県一般会計当初予算案におきまして、教職員の

業務負担軽減や学校を取り巻く課題に対応するため、今委員から御紹介のありましたスクールサポートスタッフにつきましては、特別支援学校も含めて45人分、そのほか、学校指導員60人分、部活動指導員191人分、スクールカウンセラー70人分、スクールソーシャルワーカー16人分の配置に要する経費などを盛り込んだところでございます。そのスクールサポートスタッフだけを捉まえられますとそういったこととなりますが、それ以外のところについても予算確保というか、計上させていただきまして、一定のマンパワーが図られるものと認識しています。

そのほか、新たにスクールロイヤーの活用に要する経費も盛り込んでおります。学校における諸課題解決のための法務相談体制の構築も取り組むこととしています。あとは、校務支援システム、これはクラウド型で行うのは……。

○小西和子委員 質問したことだけ言ってください。例えば、財政課で予算を出さないとか、そういうことなのかどうかということです。なぜほかの県とこんなに違うのか、そこを知りたいだけです。時間がありませんのでもういいです。他県が学校改革に30.9億円も予算をつけているということを皆さんにお知らせしたいと思います。

次、行きます。22から23ページ、制度等改善のところですけども、年間総授業時数のところ、そのところを県教育委員会のほうから働き方改革を進める責任というのは教育委員会にあるのですから標準授業時数で構わないと言うべきだと思います。

各種学習状況調査のことですけども、知事はこう言っています。国連子どもの権利委員会は、日本におけるいじめ問題を指摘しつつ、いじめ防止の対策や学校におけるストレス軽減について勧告しており、これは何十年も前から勧告しているのです。こうなるといじめとか不登校とか自殺とかふえると言っている。それを無視したためにこんなことになっています。いじめ、不登校の問題があり、学校も同様であり、その対策を講じる必要があるということ。岩手県の子供たちが自分らしく生き生きと学び、夢を育み、希望ある岩手を創造する生きる力を身につけることが岩手県教育振興計画にも表れております、ということから、やはり学力というのは、テストではかれるものでもありませんし、指導要領というのが分厚くなったがために余裕時数が全くないのです。その中に割り込んでくるのです。どのくらいかかっているかといいますと、県学力調査の場合、採点と入力で20時間かかった人がいます。それから、多いので12時間、あとは学校の体制で手分けしているところもありますが、それを4日後にはちゃんと結果を出せと、これは一睡もしないで作業しても間に合いません。ということで、採点、入力については、市町村に関係なく、県として、例えば県教育委員会でやりますとか言うべきではないかと思えますし、全国学力調査のことですが、青森県はやめますし、3分の1の都道府県では、働き方改革のため、また、そんなに効果があるわけではないということでやっております。自分のときにやめるのはどうかという考え方では岩手の教育は全くよくなりませんので、このことについても後で答弁をお願いします。

それから、教職員のハラスメント対策、ハラスメントの実態を県教育委員会はつかんで

いるのでしょうか。県としてしっかりと調査、あるいは処分するなどの体制をつくるべきだと考えます。男女比で調べた調査では、校長、パワーハラスメント 57、セクシュアルハラスメント 10、副校長、パワーハラスメント 55、セクシュアルハラスメント 6 というので、ひどいのは職員へあれこれと細かい要求が多く、仕事を増やし、通信簿の下書きを先生方は土日にやって提出してくれなどというとんでもない管理職がいるのです。何とかそういう管理職員を指導してほしいと思います。

福島県の例ですが、学校を県立と市町村立に分けないで一緒にやりましょうという仕組みができています。それから、保護者や地域の理解が必要だということで、教職員の働き方改革といったチラシを全部にまくといったようなこともしております。

ほかの県は、県立や市町村かかわらずに、みんなでやりましょうということで、PTA や校長会などと協力をしてやっています。検討会議等には名前は載っていますが、いくら意見を出しても取り上げてもらえなかったということです。

答弁がありましたら、お願いします。

○度會学校教育企画監 まず、岩手県学力調査についてですけれども、つまずきの内容や要因を把握して、一人一人を伸ばす指導の充実を図ることや、教員の指導力向上を目的として実施していますけれども、採点や集計業務はその目的を達成するための一環として実施しております。教員と学校が採点を通して児童生徒一人一人の回答状況を把握することや、児童生徒の理解状況を踏まえた指導改善を迅速に行うなど、自分の学校の児童生徒が実態に寄り添った取り組みを進めるために行っているものであります。

全国学力調査につきましても、教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることや……。

○小西和子委員 ストップ。何度も同じことを聞いております。小中学校の教職員の時間外労働というのは、平均で 80 時間を超えている。先日も指導教諭が亡くなりました。もう命がかかっているのです。文部科学省が言っているからということではなくて、子供にとって安心な場所ということをきちんと県教育委員会が示していかなければならないと思います。

この働き方改革プランは、全部見直してほしいと思います。ほかの、福島県の例を参考にし、どうぞ見直しを行っていただきたいと思います。教育長の考えを聞いて終わりにします。

○佐藤教育長 教職員の働き方改革につきましては、県教育委員会と市町村教育委員会一体となって、県立学校の教員につきましても、市町村立学校の教員につきましても、今の働き方を改善していかなければならないというのは、委員からお話のあったとおりで思っています。それにつきましては全力で取り組んでまいりますし、この働き方改革プランにつきましては、県教育委員会のみならず、関係の皆様にご議論をいただきながら取りまとめていただいたものでありますし、これに従って成果が出るように県教育委員会一丸となって、市町村教育委員会と一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞ御理

解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**工藤大輔委員** 議事進行。委員長にお願いしたいのですが、今の質疑のやり取りを聞いていて、質問していることに対して答弁が十分でないのです。それで答弁を遮りました。ただ、これは質問と答弁のやり取りをしながら建設的に議論していかなければならないことなので、その辺のことを考えながら議事の運営に努めていただきたいと思います。

○**上原康樹委員長** わかりました。

○**岩崎友一委員** 働き方改革の関係でゆっくり聞きます。私も不勉強なので、今日取り上げるか悩んだのですが、教職員の働き方改革の問題でいろいろなものを調べたりしているのですけれども、チーム担任制というものを全国的にもちよつとずつ導入が進んできていると思うのです。概要版しか見ていないのですが、教職員にも、子供にも、保護者にとってもいいような話もあれば、デメリットという部分もいろんな報告書にはあるのですけれども、今回新たに始まる令和6年度からのプランの中で、県教育委員会として複数担任制の導入というものの可能性について触れているのでしょうか。触れていないとすれば、その可能性についてどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○**大森教職員課総括課長** 別紙に、本体の21ページでございますけれども、チームとしての学校の推進ということで、少人数学級の拡充でありますとか、小学校専科指導の充実ということで、これは科目を分けて、小学校は基本的に担任の先生1人でやっていますけれども、教科担任ということで専科指導を行うということを掲げているところでございます。

○**岩崎友一委員** 例えば2クラスあります、そこに3人の先生がついて、交互に担任を受け持つという形でやるというようなのが複数担任制というイメージを持っていたのですが、それを踏まえてもう一度答弁をお願いできますか。

○**熊谷小中学校人事課長** 学校内での担任の先生について、今は岩手県では専任として行っております。それが、例えば複数学級をやるときに、特に固定せずに学級等を持つというようなことは校内で決めることであり、先ほどお話いただきましたメリットもありますし、デメリットというのも、特に小学生ですと、担任の先生が替わることによって、なかなか言えなかつたりする児童もいるのかなのかということもありますので、メリットとデメリットを検証して、それが児童そして先生方のためになるという判断があれば、そのような体制を取る学校がふえていくのかと思っております。

○**岩崎友一委員** その導入の可能性について、学校任せではなくて、やはり市町村教育委員会もそうだし、県教育委員会も一定の方向性、考え方を持つ必要があると思うのです。全部学校任せで、どうぞ、のような形ではなくて、その見解、方向性も市町村教育委員会、県教育委員会も持つべきだと思いますが、導入の可能性も含めてそのあたりはいかがでしょうか。

○**大森教職員課総括課長** このプラン見直しに当たっては、小中高校の各校長や、職員組合、PTAの方々などとプランの見直しの会議を開いております。その中でも議論をしながら、導入の可能性も含めて毎年見直していくこととしておりますので、検討させてい

ただければと思っています。

○**岩崎友一委員** 先ほど来議論になっています先生の件もそうですが、やはりいろいろ各地の報告書というか、実際導入してみてどうだったかというのを見ると、やはり県教育委員会においても、研究ではなくて、前向きに検討していくくらいの取り組みに当たるのではないかなと思っています。さまざまな可能性を遮ることなく、よりよい方向に進むためには、あらゆる可能性を含めて前向きに御検討いただきたいと思いますので、最後教育長の複数担任制、チーム担任制の導入、県教育委員会としてどのように進めていくのか、方針を伺って終わります。

○**佐藤教育長** 今、お話しいただいた複数担任の件でございますが、今後の在り方として、国の動向あるいは他道県の状況も研究しながら、今回これを議論した方々の会議がありますので、今課長から話がありましたとおり、点検をしていく中で、そういったものの導入について議論をしていくということで対応していきたいと思えます。

○**斉藤信委員** 教職員の働き方改革の前文にあるように、教育行政の最重要課題と、既に苛酷な教員の労働実態を踏まえて教員の志望者が減っている、現場では十分教員を確保できずに教員が不足し全国的に問題になっております。既にそういう異常な事態になっているということを前提にして、この問題をしっかり解決していくために、一つは勤務実態を正確に把握する、もう一つはその要因を明らかにする、そうしてこそ解決の方向が見いだされると思うのです。

文部科学省が2022年に全国教員勤務実態調査というのをやりました。それを見ると、小学校の教諭の平日の勤務時間は11時間23分、週当たりの勤務時間は59時間19分、平日の休憩時間1日5分。中学校の教諭は平日の勤務時間が11時間33分、週当たり勤務時間は63時間59分、平日の休憩時間は1日7分。高校の教諭は平日の勤務時間が10時間36分、週当たり59時間00分、平日の休憩時間は1日24分と。これは全国実態調査ですが、岩手県の実態も大体このとおりと受け止めてよろしいでしょうか。

○**大森教職員課総括課長** 令和4年度に文部科学省が調査した結果でございますが、斉藤信委員から御紹介ありましたけれども、岩手県の状況について、都道府県単位での調査結果、回答内容につきまして、現時点で公表されておられませんので、その調査結果についての岩手県の報告は、申し訳ありませんが把握できておりません。

○**斉藤信委員** 恐らく、少しのずれがあったとしても、大きな違いはないと思うのです。小学校の教諭で勤務時間が平日11時間23分ということは、正規の勤務時間は7時間45分ですから3時間近く超過勤務しているということになるし、1日の休憩時間が5分なんていうのは、ほとんど休憩時間がないということです。

そういう意味で、本当に異常な事態だと思います。そうした中で、超過勤務が100時間、80時間を超えている教員がいたことは、異常中の異常です。県の人事委員会が職場実態調査では、全体の職員の超過勤務は30時間以上で調べるのです。100時間以上で調べるのは教員だけです。こんなにも差があるのです。先ほどの報告では減ってきたとのことですが、

100 時間を超えるというのは、過労死ラインを超えているのだから、減らす問題ではなく、直ちに解消すべき課題です。減ったことは評価しますが、過労死になってもおかしくない状況というのは、一刻も早くなくす課題です。

一方で、12 ページにあります。80 時間以上の教員の延べ人数というのはあまり変わっていない。超異常な 100 時間は減ったとしても、超過勤務が 80 時間というのも、過労死ラインです。令和 4 年度で延べ 1,059 人、これは全体とすればこの数年間あまり変わっていない。恐らく新型コロナウイルス感染症で減ることが予想されたけれども、あまり変わっていないということは、今も異常な勤務実態があるということです。そこで、なぜこんな異常な勤務実態になっているのか、問題が二つあります。一つは、授業を中心とした業務、これでどのぐらい時間がかかっているのか。もう一つは部活動や、生徒指導など、業務外の対応時間です。業務でどのぐらい、業務以外でどのぐらい、それぞれ把握されていますか。

○武藤義務教育課長 教師が本来やらなければならない業務の標準授業時数を踏まえた授業時数の設定というところについて私から説明を申し上げます。

教育課程における授業時数の状況ですけれども、今年度県が実施いたしました教育課程の編成実施状況調査の結果によりますと、標準時数の 1,015 時間を超える授業時数を設定している学校の割合は、小学校は 269 校中 247 校、91.8%、中学校は 145 校中 121 校、83.4% となっています。このうち国が大幅に上回る時数の基準の目安として示している 1,086 時間以上を設定している学校の割合は、小学校では 269 校中 8 校、3%、中学校では 145 校中 6 校、4.2% となっており、令和 3 年度調査結果と比較いたしまして、小学校では 16.9 ポイント、中学校では 18.5 ポイント減少し、改善が進んでいるものと捉えているところです。

○斉藤信委員 2023 年 12 月 14 日開催の第 7 回質の高い教師の確保特別部会にて、妹尾さんという方が教職員定数の在り方に関する意見、提言を出されています。業務、教科指導、授業準備、成績処理だけで正規の勤務時間ほぼ 7 時間かかっている。その他の業務があるのですから、7 時間 45 分で収まるわけがない。これは、文部科学省の中央教育審議会も、標準授業時数を超えているものは是正しなさいという内容の緊急の提言を出しているではないですか。こんなに大変な時代になっているときに、標準授業時数に戻すことをしっかりとやるべきだと思います。業務時間だけで本来の勤務時間に達している状況だとすれば、きちんと縮小するということがあつてしかるべきだ。

同時に、それ以外の業務というのも今まで以上にふえているのだと思います。標準授業時数をはじめにきちんと是正し、本来の勤務時間で勤務ができるようにするというふうにしっかりと徹底すべきだと思いますが、いかがですか。

○武藤義務教育課長 業務の適正化という観点から、過剰な上乘せ配当はやはり望ましくないものというふうに認識しております。先ほど申し上げました本調査結果を受けまして、各学校では令和 6 年度以降の教育課程編成において見直すことを前提に点検を行い、指導

体制や教育課程の編成の工夫、改善等により、指導体制に見合った計画とするよう、改めて標準授業時数に対する考え方について、本県では市町村教育委員会を通じて通知を行ったところでございます。

○**斉藤信委員** やはり私は、本来の業務だけで勤務時間がいっぱいになるような問題は、直ちに是正すべきだと思います。もう一つの是正の仕方は、教員を増やすことなのです。

もう一つ、皆さんもA3判のところ、学校（教職員）を取り巻く環境変化、少子化の進行と子どもの抱える困難の多様化・複雑化と指摘しています。私が驚いたのは、2020年にユニセフが行った世界の調査です。子供たちの精神的幸福度について、日本は38か国中37位です。精神的幸福度が世界最低なのです。これについて尾木直樹さんがコメントを出しています。日本の子供の精神的幸福度の低さ、その背景には教育政策上の問題がある。日本では15歳で迎える高校受験によって、子供たちは偏差値という学力指標だけで振り分けられてしまう。競争原理に基づく一斉主義により序列化するわけですから、子供の自己肯定感がたがたになり、幸福感が育たないのは必然だ。子供の7割がいじめの加害経験を持ち、8割が被害経験を持っている。子供の自殺も日本の大きな問題だ。

10歳から14歳の子供の死因の第1位は自殺です。そのぐらい子供を取り巻く状況というのは大変になっています。そのため、学校や学校の先生に求められているのは、そういう子供たちのケアです。これは、大変な仕事で、学校や余裕がなかったら、そういう子供たちに寄り添うことができない。そのため、学校は授業を中心とした業務以外でも大変な仕事を担っていると思いますが、担い切れていないと思います。それは、不登校や、いじめ指標ではっきり示されていると思うのです。だから、子供を取り巻くこういう状況にも対応できるように、徹底的に教員を増やす以外ないのです。

中央教育審議会の部会に全国知事会、全国市長会、全国町村会、3地方団体が提言をしております。その一番大事なところは、教員を増やすこと。今標準法掛ける乗ずる数ということで教員定数を決めています。乗ずる数を上げ、教員定数を増やすべきだというのが地方3団体の提案であり、教師の処遇の抜本的見直しを行うことも提案しています。業務を本当に必要な規模まで絞り込むことと、しかし、業務以外の仕事というのは減らせるものと減らせないものがある。逆に言えば、教員の役割は、昔よりも大変になってきていると思います。そのため、教員を抜本的に増やす以外に解決の道はないと思います。そこを示さないと、小手先の手だてで今の異常な長時間勤務というのは打開できないのではないかと思います。全国知事会も含めてこういう要望をしているのだから、教員の増員なしに異常な超過勤務は根本的に打開できないと思いますがいかがですか。

○**大森教職員課総括課長** 斉藤信委員御指摘のとおり、学校をめぐる課題、複雑多様化しております。定数の話の前に、それに対応するためにソーシャルワーカーや、ケースワーカーなど専門の職種の方、あるいは今回スクールロイヤーということで、学校をめぐる例えばいじめ、不登校、また学校事故のような課題が複雑になる前に専門家から助言をいただき、早期解決を図ることで結果的に先生も楽になるし、子供たちも早く通常の状態に戻

るところを期待して、そういった配置も考えているところでございます。

また、教職員定数の問題、国に対して新たな教職員定数改善計画を早期に策定して、教職員体制の一層の充実を図るよう繰り返し要望しているところでありまして、今後とも継続的に要望してまいります。

○**斉藤信委員** やはり根本は、教員本体を増やさないと解決できないと思います。スクールソーシャルワーカーもカウンセラーもスクールサポートスタッフも必要です。しかし、本体の教員を増やさなかったら、今の異常な超過勤務は解決できません。私は、そういう意味で、根本的なところを問題提起いたしました。そういう点でこのプランが響かないのは、危機感と打開の方向が示されていない。あれこれ書いているけれども、根本的な解決策が示されていないことに大きな問題があるのだと思います。

この点であと二つだけ聞きます。もう一つの重大な欠陥、そして教師を志望しにくくなっているポイントは、給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法です。こんなに超過勤務をしても、超過勤務手当が出ないブラックな職場はないです。今、中央教育審議会で、この給特法の改正が問題になっています。労働基準法から言えば、超過勤務はきちんと手当を出すということなのです。特給法を決めた当時の残業時間は少なかったため、4%程度の調整でかみ合った。今はとんでもない超過勤務になっていますから、当時の調整と現在の実態が完全にずれてしまった。

だから、教員といえども超過勤務をしたらきちんと手当が支払われる、それが最大の抑制力になるのです。やはり給特法は、超過勤務手当を払うという方向で改正を求めなくてはならない。

もう一つ、私が言いたいのは、部活動の改善です。改善の手引も出されています。地域への移行というのもあります。しかし、本来の部活動は、子供たちが主役で、自分たちが目標を持ち、計画を立て、そこに専門的なアドバイスができるような部活動に改善をし、手引が示している週2日休む、これはスポーツ医・科学的にも私は合理性のある話だと思いますが、その実施状況はどうか。この2点についてお聞きをいたします。

○**大森教職員課総括課長** まず、給特法の見直しのところでございます。委員からも御紹介がありましたが、給特法の規定によりまして、職務と勤務態様の特殊性に鑑みて、超過勤務手当を支給しない代わりに勤務時間の内外を包括的に評価した処遇として給料の4%、教職調整額を支給することとされておりますが、その処遇改善、教職調整額を含めた教師の処遇改善につきまして、中央教育審議会の特別部会での緊急提言におきまして、骨太の方針2023におきまして、その職務の負荷に応じた張りある給与体系の改善を行うということで、給特法の法制的な枠組みを含めて具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直すと示されたことを踏まえて、今後議論を深めていくというふうに示されておりますことから、県といたしましては今後とも国の動向を注視してまいりたいというふうに考えています。

○**菊池保健体育課総括課長** 部活動の現状についてでございますが、県教育委員会ではこ

れまでの部活動方針を見直し、令和6年1月に岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を策定し、引き続き部活動休養日及び活動時間の徹底を図ることとしております。

また、市町村教育委員会が策定する設置する学校に係る部活動の方針や各学校が設定する部活動の活動方針において、県の方針を踏まえた部活動が推進されるよう周知しているところであり、毎年実施している県の保健体育関係行政調査では、各学校において部活動休養日及び活動時間は守られている状況でございます。

スポーツ庁の令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、本県公立中学生の1週間当たりの部活動時間は、令和5年度は男子9.5時間、女子9.1時間であり、平成29年度の男子13.9時間、女子14.0時間と比較して、男女とも30%以上減少しているところでございます。

また、部活動指導員は、平成30年度導入開始から着実に配置数を増やしておりまして、令和5年度については、令和6年1月現在、市町村立中学校は22市町村、72校に139名、県立学校には47校、103名を配置しているところでございます。

○**斉藤信委員** 部活動については、1月に新しい方針を示されたので、ぜひ後でしっかり報告を受けて、独自に議論できるように委員長にお願いしたい。

最後に、県立盛岡みたけ支援学校高等部の通学バスの実現について、教育長は、いつからということとは申し上げられませんが、真摯に検討しておりますと含みを持たせて発言しました。私はここに一縷の望みをかけております。しかし、4月から新学期ですから、方向性は方向性として出さないといけないのではないかと思います。先ほど特別支援学校の管理費4億5,000万円も減額修正したので、金がないわけではない、やる気なのだと思うのです。

そこで、この間の経過の問題点を少し言いますと、県教育委員会と学校は高等部の通学バスについて検討し、第1回は対応可能と判断して、委託バスの純増ということで引き続き検討を継続、しかし、10月の3回目の検討では、対応を見送ると判断した。私は、このような報告は全然聞いていなかった。なぜこのようなことになってしまったのか。県立一関清明支援学校は通学バスを2台、県立盛岡ひがし支援学校では1台運行しているではないですか。なぜ要望があるのに県立盛岡みたけ支援学校高等部の通学バスは運行できないということを10月の段階で決定してしまったのか。何が課題だったのかははっきり示してください。

○**最上特別支援教育課長** 盛岡みたけ支援学校高等部における通学バスの運行についてありますが、斉藤信委員御指摘の10月に通学バスが厳しい状況にあるということは確認をしたところではありますが、それ以外の方法について、生徒の通学を保障するという観点から、さまざまな検討経過、課題を踏まえながら、再度ほかの方法はないものかということで、通学支援の在り方も含め検討をしてきていたところでございます。

○**斉藤信委員** 通学バスの運行は、ここでもう早々に断念しているのです。なぜ県立盛岡

ひがし支援学校や県立一関清明支援学校はできて、県立盛岡みたけ支援学校高等部はできないのですか。来年度は高等部に22名の新生が入ります。次の年も同じ規模の入学生を見込んでいると校長は言っていました。小学部も入学者が多いのです。なぜ、県立盛岡ひがし支援学校でできて、県立盛岡みたけ支援学校はできないという判断をしたのですか。

○最上特別支援教育課長 通学バスの運行については、厳しい状況ではありましたがそれでも、代替の方法で何とか子供たちの通学を保障することはできないかというところで現在も検討しているところです。盛岡ひがし支援学校との違いをあえて申しますと、盛岡みたけ支援学校の小中学部は滝沢市穴口に、高等部は盛岡市青山にあり、校舎が2校舎となっている状況にあります。そのほかの盛岡ひがし支援学校、一関清明支援学校は、小学部、中学部、高等部、同じ校舎で学習を進めておりますので、そこが他の学校と盛岡みたけ支援学校高等部の違いだと捉えて進めているところです。引き続き、いずれ通学保障をきちんと守れるように検討を進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 新学期を見越して、今年の5月22日に保護者の方々が教育長に直訴した。そのとき教育長は、一生懸命検討しますと回答し、みんな大丈夫だと思ったのです。しかし、10月に断念したことも我々に全然示されずに、1月末に突然通学バスの運行はできませんが、1名は就学奨励制度でタクシー通学にしますとの回答でした。しかし、通学バスの運行を求めていたのは、高等部の入学生だけで5人、在校生でも2人いたのです。結局通学バスがなかったら、65%の生徒は保護者の送迎で通学することになります。なぜそこにきちんと手だてを取れないのか。最初に委託バスの純増を対応可能と判断したのであれば、実現すればいいではないですか。父母が求めているのは、通学の行きも帰りもではないのです。生徒のほとんどは、放課後はデイサービスを利用しているため、行きだけ希望しています。

教育長、私ここに一縷の望みをかけているのです。決断したら、委託バスの純増というのはできるではないですか。それに必要な人員を配置するぐらいの管理費はあるではないですか。私は、お金でも条件の問題でもなく、教育長のやる気が問われているのではないかと思います、真摯に検討する中身を示してください。

○佐藤教育長 一般質問でも御答弁申し上げたとおり、2回御要望を頂戴しまして、我々としても青山、高等部のみにバスを運行していないことの理由、背景からは、駅が近い、バス停が近い、それから高等部については、小中でも15校中、バスが運行されているのは7校ということで、8校はバスの運行はないという中で、なぜ高等部まで運行していないのかというような背景などまで調査しながら、真摯に検討してまいりましたが、申し上げましたとおり、人員や経費の問題もありますけれども、そういった意味で来年度からの実施というのは難しいということをお示ししているという状況でございます。その中で、どうしても通えない子が1名おりますので、4月1日からの対応を何とかしなければならぬということで、こういう方法があるということをお示ししたということでございます。

バスが走れば、もちろん乗る方はたくさん出てくるかもしれませんが、今までも出して

いないという現状もあり、一人一人教育相談ということでお話を伺ったところ、対応可能という御報告があったということでしたので、まずはお一人対応ということにいたしました。その他何らかの方法があるのかどうかということ、これは真剣に調べておりますし、引き続き真摯に検討してまいりますということでお話しさせていただきます。

○**小林正信委員** 夜間中学について、国では2027年までに各都道府県に1校の設置を目指していると認識しております、その上で全国では今44校、2025年には28都道府県で58校まで広がる予定と聞いております。学びの機会の確保という観点から、教育機会確保法においても、やはり希望する者には必ず義務教育を提供しなければならないということで、その意味からも、この法律に沿った意味からも、夜間中学というのは重要な役目があるのだろうと思います。

私が以前に、夜間中学の設置について、決算特別委員会で令和元年にお伺いした際には、検討委員会を設置して、ニーズを調査して、その時点ではニーズが認められなかったとの回答でした。ニーズが出てきた時点で検討するというような結論だったかと思いますが、現在、そのニーズや検討状況とはどのようなになっているのか、お伺いします。

○**武藤義務教育課長** 夜間中学の検討状況についてでありますけれども、県教育委員会では、平成28年度文部科学省からの委託を受けまして、夜間中学設置に係る検討委員会を立ち上げ、本県の状況を把握するための調査と、その方向性についての検討を行ったところであります。早急に設置が必要となるようなニーズは認められなかったということ、それから調査委員会の研究結果を踏まえ、調査方法にも改善を加えながら、毎年市町村教育委員会や関係団体に対してニーズを把握するための調査を実施するように示されておりますので、継続して取り組んできているところでございます。

令和4年度の調査につきましても、夜間中学で学び直しを希望するニーズというのが顕著に認められていないという結果でまとめられたところでございますが、調査方法等の改善を加えまして、今年度もホームページ上での回答方法の工夫等も行いながら、調査を実施したところであり、現在取りまとめ集計中というところでございます。

○**小林正信委員** ニーズを調査して、その調査結果がどうなるかというのはまだわからないという状況だと思うのですけれども、先ほども申し上げたように、国としては2027年までには各都道府県に1校という、そういった方針が多分打ち出されていると思います。そこの整合性というか、岩手県ではどうしていくのかと思う部分もあります。今後ニーズがなければずっと設置していかないのか。ただ、ニーズがないとはいっても、義務教育が必要な方が一人でもいれば、やはりそこには義務教育を提供していかなければならないという教育機会確保法の方針もありますので、今後どのように、教育委員会として夜間中学の設置について考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○**武藤義務教育課長** 小林正信委員御指摘のとおり、設置に向けましては、本県は広い県土を有しておりますので、夜間中学の設置主体、設置場所、設置形態等の多くの検討が必要となろうかと考えられます。そのために、今回の現在作成中の調査結果等も踏まえまし

て、多様な学び直しのニーズに対応した本県にとってふさわしい夜間中学の在り方について、明らかにしていくことが求められるだろうと考えておりますので、引き続き検討については、個別のケースが多数あるかと思われまので、丁寧に検討を十分重ねてまいりたいと思います。

○**小林正信委員** よろしくお願ひします。他県では、昼間は不登校特例校にして、夜は夜間中学としている例があるそうです。夜間中学の設置方法は全国にさまざまな先例があると思ひますので、学びを求めている方が取り残されないような取り組みを前向きに進めていっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

令和6年度の予算で心の健康観察という取り組みがあつて、私も以前タブレットを活用した精神不調アセスメントツールについてちょっと紹介をさせていただいたことがあるのですがけれども、心の健康観察は、もともとあるシステムにを利用するのか、あるいはシステムを一から全部つくるのか、また、どういったときにどのタイミングで健康観察を行うのかその概要を教えてください。

○**千田生徒指導課長** 心の健康観察システム活用推進事業の概要についてであります、いじめや不登校が増加する中、児童生徒の心や体調の変化を把握したり、児童生徒の状況を多面的に把握するICTツールを適切に活用することは、教職員がこれまで気づいていなかった児童生徒の心身の状態に気づくことができたり、教職員の児童生徒理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握や早期支援につながるものと考えております。

心の健康観察システムは、1人1台端末等を利用して、児童生徒がその日の気持ちや体調について入力することにより、教職員が児童生徒の心や体調の変化を把握し、児童生徒が発するSOSなどの早期発見、早期支援につなげるものであります。

令和6年度は、県立中学校及び実施可能な市町村教育委員会内の小中学校と連携して取り組むこととしており、学校の教育相談体制の充実に努めてまいります。

○**小林正信委員** わかりました。それを先生がしっかり把握し、活用していくということで、中学生を対象としてやるということだったのですけれども、これもやはり市町村と連携し、全市町村でできればいいと思ひます。先生の負担も少しあるのかもしれませんが、その部分を考慮しても、いいシステムだと思いますので、ぜひ県内市町村にも紹介をしていただきながら、心の相談室のような感じでやっていただければと思ひます。

また、不登校の学びの場ということで、県立総合教育センターの分室として県立図書館に設置するということですが、分室の体制などの概要についてもお伺ひしたいと思ひます。

○**千田生徒指導課長** 不登校対策強化事業の概要についてであります、県教育委員会では、これまで花巻市にある県立総合教育センターにおいて、校種を問わず不登校をはじめとした多くの電話や来所等による相談に対応しており、学校心理士の資格を有する研修指導主事や自立支援相談員等が個々の相談に応じて助言や支援を行っているところでございます。

一方、県の教育支援センターふれあいルームは、これまで十分に利活用されておらず、不登校の悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へのさらなる周知や機能強化に取り組んでいく必要があると認識しております。

令和6年度は、ふれあいルームの利便性を図るため、県立図書館内に分室を設置し、不登校児童生徒や、その保護者に対するアウトリーチ型支援等の充実を図るとともに、多様な学びの場や居場所の確保に取り組んでまいります。

○**小林正信委員** アウトリーチ型の支援を行うということは、最低でもその分室に1人いて、もう一人がアウトリーチをするという、誰もいなくなるということがないようにしたほうがいいと思うのですが、2人体制ぐらいでやるというイメージなのでしょうか。

○**千田生徒指導課長** 複数での対応を考えております。花巻市の県の教育支援センターを窓口といたしまして、分室を活用してまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** では、高校生対象ということでしたけれども、アウトリーチする場合は花巻市から各地に訪問するということになるのですね。結構大変だろうと思いますが、その辺りはどのようなアウトリーチの体制になっているのかお伺いします。

○**千田生徒指導課長** 花巻を中心といたしまして、県立図書館内の分室もアウトリーチ先ということで進めてまいりたいと考えてございますし、必要に応じてさらにというふうなことで対応してまいりたいと考えてございます。

○**小林正信委員** アウトリーチということは、不登校の生徒のお宅にお伺いするとか、そういうことではないのですか。そうすると、ちょっと全県対象だと大変だろうなと思ったのですけれども、職員が分室に行くという意味のアウトリーチということなのか、その辺りを確認したいと思います。

○**千田生徒指導課長** 基本的には、県立図書館内の分室にアウトリーチするということです。

○**小林正信委員** アウトリーチというのは支援というイメージを持っていたので、ちゃんと支援をしてくれるというイメージを持っていました。高校の不登校に対する支援が手薄ということは私も述べさせていただいて、今回の分室もとても期待しているのですが、やはりアウトリーチ支援というところ、花巻市から盛岡市に移動するアウトリーチではなくて、分室から不登校児童生徒のところにアウトリーチをする、支援を提供するというところにもう一步進めていただきたい。最初なので体制的に確かに大変なのかもしれません。しかし、高校で不登校というのは、将来選択の境目で、つまりいたままになるのか重要なところだと思いますので、そこに対するアウトリーチというのはやはり分室としても、分室だけでできないのであれば、スクールソーシャルワーカーとも連携をしながら、強化をしていただきたいと思いますが、その辺りをお伺いしたいと思います。

○**千田生徒指導課長** まずは、県立図書館内の分室を居場所、学びの場ということで使いながら、必要に応じてさまざまなニーズも把握しながら対応してまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** すみません。よろしく申し上げます。

もう一点だけ、働き方改革のプランで、先ほど、やはり教職員が大変だと、その状況で、困難を抱えている児童生徒が多くなっているという中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーもいるというお話があったのですが、6ページにあります、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの数が令和5年度にがくっと少なくなっている。これは何か理由があるのか確認したいと思います。

○**千田生徒指導課長** エリア型のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを任用したことによりまして、1人当たりの勤務対応時間がふえたということで人数の減ということになっております。

○**小林正信委員** 人数が24人から18人ということは6人減ったということは、一人あたりの負担がさらに大きくなる気がするのですが、令和5年度はスクールソーシャルワーカーの状況はどうだったのですか。

○**千田生徒指導課長** アウトリーチ型支援の核となるスクールソーシャルワーカーにつきましては、人数の減ということでございましたが、先ほど申しましたとおり、エリア型のスクールソーシャルワーカーを配置したところでもございまして、スクールソーシャルワーカー、県全体の配置時間は、令和4年度7,560時間から令和5年度9,240時間と大幅に増やしたところでございます。

○**小林正信委員** わかりました。スクールソーシャルワーカーの活動時間がふえ、その分教職員の負担が減ったのだらうと思うのですが、ソーシャルワーカーの実態もやはり大変な状況であり、1人で何十人も児童生徒を抱えて頑張っているという状況もありますし、先ほど教職員の増というところもありましたけれども、ここももっと手厚くしていかなければならないと思います。その辺りも働き方改革プランの重要なところなのではないかと思しますので、その辺りも配慮していただいてプランを進めていただきたいと思います。以上です。

○**工藤大輔委員** 今の働き方改革の関係で、私からもお伺いをさせてもらいたいと思います。

3か年の計画という中で、これまでの3か年の実績等を見れば、100時間を超える方はまず大幅に減少した。一方で、月45時間であったり、年360時間の方々がふえている数値もあるということで、結果的にはこの3年間の成果というものは、大きく前進したとはなかなか言い難いと感じるところでもあります。

その中で、次の3年間の計画の目標値の設定の仕方を見ると、前年から減らす、あるいは令和5年度比でそれを下回る、令和7年、8年の計画、それを付け加えるという表記もあります。このような目標設定で果たしてさらなる効果が出てくるのかどうか少し不安に思うところはあります。令和7年、8年の前年度を下回るという計画と、令和5年度を基準としてそれを下回るという、ダブルスタンダードのような計画、これはなぜこのような発想になったのか、そしてどちらを実現すれば教育委員会としては達成していると評価す

るのか、そこをお願いします。

○大森教職員課総括課長 今工藤大輔委員からお話がありましたとおり、100時間超え、過労死レベルの方は少しずつ減少の傾向にありますが、80時間、さらには規則の上限である45時間というところについてはなかなか減らないという状況でございます。前プランは、週休日、土日の部活動指導時間を除いて、令和2年から最終的に3割減、8割減ということで減らしていくのですが、部活の時間を除くということだと、週休の部活は8時間とか10時間かかるものですから、それを除くと本来の教員の働き方の観点からいっても、除くとか、含むとかということはなかなか難しく、やはり県立学校ですと部活動の従事時間が長時間勤務の大きな要因を占めておりますので、まず部活動時間を含めた全体の形で縮減をしていくということをしていかないと、なかなか縮減、本来のあるべき姿にならないのではないかとこの発想でございます。

一方で、この前のプランでいきますと、3年間でゼロにするというような目標もありましたが、部活の地域移行を進めておりますが、3年間で部活の地域移行が100%進むということは、正直現実的に難しいところがありますので、部活動の時間を含んだものについては、少しずつでも減らしていきましようという目標を立てて、毎年でこぼがございますので、少なくとも3年間の基準になったところから必ず減らしましようということで、令和5年を基準にして下回りますと、段階的に減らしていきますという目標を立てています。一方で、部活動時間を含んだものにつきましては、それもしっかりと別に管理をいたしまして、3年間で10%減らすというような目標を立てております。

いずれにしても、部活の地域移行と、一方では部活をやっていききたいという子供たちも非常に多いので、そういったところでさまざまな要因を含みながら教員の働き方改革がなされますように、その目標値を設定したところでございます。

○工藤大輔委員 その中でも、やはり目標数値というのは非常に大切でございます。曖昧にではなく、明確に示しながら進めるべきだと思います。それが教育委員会としての働き方改革を、真の改革を実現しようという目標数値は意識、気持ちなのです。だからこそ目標数値の設定というのは非常に大事であって、それをベースにした取り組みがあるわけです。そのため、なかなか現場の声が反映されていないのではないかとこの計画の目標設定であり、そしてまたその取り組みが不十分なのかと感じたところでもありません。

現場の先生がかなり忙しいというのは、前々からであって、新型コロナウイルス感染症があり、新しいヤングケアラーの調査であったり、さまざまなものが追加され、仕事はなかなか減らないということなので、先生方を増やすというのが一番、そうでなければ、やはり先生方を支える専門のスタッフを、先ほど示された数字以上に充てていながら、現場が本当に求める体制を支援するということが必要ではないかと思っております。

校務の関係についても、統一化させたりしながら軽減するということなのですが、それらの大きいもののベースが実現することによって、どの程度実際に働き方改革に結びつく

のかと、勤務時間の減に結びつくのかということについてお示ししてください。

○大森教職員課総括課長 工藤大輔委員御指摘のとおり、1人当たりの業務を減らすには、従事する人を増やすか、業務を減らすかという二つの方法があると思っております、それをバランスよく進めていくのが大事かと思っております。質的にも量的にもということで、教員を増やす要望をすることも一つの方策でありますし、スクールサポートスタッフやソーシャルワーカーといった支援の仕組みを行うのも一つと思っております。

ただ、一つ一つの取り組みでどれだけの業務の削減時間を見込んでいるのかということにつきましては、目標なりを持ち合わせているものではございませんので、いずれにしても総合的にさまざまな業務の削減、スタッフの増員、そういうのも併せながら目標達成に向かって取り組んでいきたいと思っております。

○工藤大輔委員 以前の3年間の取り組みにおいても、県教育委員会が縮減に向けて努力をしている、取り組みをしているということは理解しているわけですが、恐らく多くの先生方が期待する結果ではなかったとようにも思います。このままの状況でいくと、これからの3年間の計画も同様の形で取り組み、同じような報告等を聞くのではないのかと危惧しているところでもあります。ですから、これから新しいことに取り組むということは、実際は慣れるまで時間がかかたりするのです。よかれと思ってやろうと思うことでも、初動には時間が多く費やされるものですから、だからこそ、例えば行事を担当する先生をサポートするスタッフだとか、いろいろな形の現場が必要とする体制を、やはりもうすこし人員の体制を取り込みながらやらないと、新しいことをやっているけどなかなか成果に結びつかないということになると思います。いずれそういったことも踏まえて、来年度以降、この計画が実効性が高まるような取り組みになるように、最後に教育長にお伺いしたいと思っております。

○佐藤教育長 今工藤大輔委員からお話いただきましたように、いかに実効性を確保して、推進して、3年後これだけの成果があったということを教職員あるいは県民の皆様にお示しできるかというのが本当に大事だと思っております。我々は、このプランをつくって終わり、通知して終わりではなくて、徹底的に管理しながら、不十分なところについてはしっかりフォローを続けていくということをやっていく必要があると思っております。

いずれプランの目標値ということで、前回よりハードルを高めましたけれども、その高めたハードルにしっかり応えられるような結果を出せるように取り組みたいと思っておりますし、それから現場の声を聞くというのはそのとおり大事なことでありますので、市町村教育委員会等を通じて、小中学校の部分もしっかり話を聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第 87 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうちふるさと振興部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第 87 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 12 ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10 款教育費、1 項教育総務費のうち 1,270 万円の減額、次の 13 ページに参りまして、8 項大学費の 1,871 万 8,000 円の減額、9 項私立学校費の 3 億 5,899 万 2,000 円の減額、合わせまして 3 億 9,041 万円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の 191 ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承をお願いいたします。

まず、10 款教育費、1 項教育総務費、4 目教育指導費であります。説明欄三つ目の地域ニーズ対応リカレント教育推進費は、地域ニーズに合致したりカレント教育を推進する経費について、事業費の執行見込みにより減額しようとするものであります。

次に、少し飛びまして 206 ページをごらん願います。10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費であります。まず説明欄一つ目の公立大学法人岩手県立大学運営交付金は、岩手県立大学が実施する授業料等減免に要する経費の実績や給与体系による人件費の増などに伴い、所要額を増額しようとするものであります。

次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定等に伴い、減額しようとするものであります。

次の 207 ページに参りまして、10 款教育費、9 項私立学校費、1 目私立学校費であります。説明欄三つ目の私立高等学校等就学支援金交付金や次の私立学校運営費補助など、教育費の負担軽減を図るための補助等について、交付見込額の確定等に伴い、減額等を行おうとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐縮でございますが、再度議案（その 3）にお戻りいただきまして、23 ページをごらん願います。10 款教育費、8 項大学費の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助であります。岩手県立大学が実施する施設等の整備に要する経費に対する補助につきまして、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 大学費の一般財源が 1 億 4,000 万円余増額補正されたことについて、人件

費の増加分と学生支援の分と聞きましたけれども、この1億4,000万円余の増額に対して、どのようなプロセスで県立大学から要請をされて決定をされたのか、もう一度詳しい内容も示していただきながら教えていただければと思います。

○本多学事振興課総括課長 まず、増額の理由についてでございますけれども、改めまして、本交付金につきましては県立大学の運営に必要な費用を交付しているというものでございまして、もともとの予算につきましては第3期中期計画期間中の実績を基に収入と支出を算出し、その差を予算計上しているものであります。人件費については、県の職員と同様に、県の給与改定を踏まえた改定などで上昇しているというものでございまして、また授業料減免の実績などにより、その所要額を増額するというものであります。

そのプロセスにつきましては、年度のその都度、所要の事案が発生をして、大学の自主的な努力ではなかなか難しいというときに、こちらのほうに協議をいただいて、必要な所要額を補正予算案に計上しているというところでございます。

○飯澤匡委員 今回の補正対応は、国庫補助金であるとか、確定したことによって補正するわけですが、1億4,000万円余は、一般財源から出ているわけですから軽微な額ではないわけです。これだけ減免措置が出ました、これでぽっと思いますと言って、はい、そうですかというもので決まるものなのですか。この点についてもう少し詳しく教えてください。

○本多学事振興課総括課長 その増額の経費につきまして、大学でこれぐらいふえるので、これを認めてくださいと言われて、はい、そうですかではなくて、例えば今回の人件費については、給与改定が平均して1.1%でありますとか、期末、勤勉については0.1月分と、それらを今の県立大学の職員で計算すると大体これぐらいという額を示していただいて、ではこれはやむを得ない経費であるということで予算案に計上しているところでございます。その都度、その中身を見ながら、必要な額について補正予算として提案させていただいているというところでございます。

○斉藤信委員 予算書の、地域ニーズ対応リカレント教育推進費、これは1,170万円余減額ですが、事業の内容と減額の理由を詳しく示してください。

○本多学事振興課総括課長 この地域ニーズ対応リカレント教育推進事業費につきましては、いわて高等教育地域連携プラットフォームという、全ての大学と、産官が参画するプラットフォームがございまして、その中で大学の資源を活用して、企業のニーズに応じたリカレント教育を実施しようというものであります。具体的には、今年度におきましては国からの委託を受けながら、リカレント教育に対する企業ニーズの調査でありますとか、中小企業の喫緊の課題であります生産性向上、DXをテーマとした講座の施行、それから県内のリカレント教育プログラムを集約したホームページの構築といったものに取り組んだところでございます。

補正、減額の理由でございますけれども、もともと国庫補助、国庫の委託事業が満額ではなくて、手を挙げる自治体が多くて、一部減額で採択されたということもございました。

し、あと国との委託契約が当初予算では4月からの契約を想定していたのですが、6月からとずれ込んだといったことなどによって、その経費、所要額が減少したことで減額補正を行うというものであります。

○**斉藤信委員** 減額の額はわかりますけれども、実際の事業費は幾らになって、その成果はどういうものですか。

○**本多学事振興課総括課長** 事業費につきましては、この補正予算で提案させていただいておりますとおり、2月補正予算としては856万9,000円余というところでございます。その成果でございますけれども、先ほど、三つの事業を行ったというお話をさせていただきましたけれども、まず一つ、企業のニーズ調査におきましては、中小企業団体中央会と連携をして、企業に向けたアンケート調査を行っております。これは、1,500社を対象に行い、150社から回答がありました。また、そのほかに訪問ヒアリングを10社行ったところでございます。

そういった調査の結果、企業側のニーズとして、そもそもリカレント教育への関心がほかの、岩手県以外のところと比べてもかなり低いということですか、そもそも大学でリカレントプログラムをいろいろやっていること自体も知らないとか、あるいは、中堅層の社員が手薄な企業が多く、マネジメントやリーダーシップの向上という内容のプログラムのニーズが強いという課題が明らかになったところでございます。

また、リカレント教育の導入支援事業では、先ほど生産性向上やDXをテーマとした講座を施行したということをおっしゃいましたが、全部で5回の講座を開講いたしました。現地視察を含めて5回です。16社から18名が参加したというところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、国の負担額が10分の10の事業ということですね。

では次は、予算書206ページの県立大学の運営費交付金というのが5,571万円余の増額補正になっていますが、人件費の増額は、給与費改定ということですか。県職員の場合は、補正予算が確定してから、12月の半ばぐらいに支給されたのだと思いますけれども、これはその分の増額ですか。当初予算どおりに支給して、引き上げた分をこれで見たと、ということですか。

○**菅原副部長兼ふるさと振興企画室長** 人件費につきましては、県の給与改定に準じまして最終的な給与費というのが出るわけでございますけれども、当初に計上した部分というのは精算という形で2月補正で調整をしているものであります。人件費の精算に伴うものにつきましては、526万6,000円の減という形になっております。

増額の要因として大きいものにつきましては、授業料の減免、この実績見込みに伴う増ということで、4,500万円ほどの増になっております。また、物価高騰に係る保守管理経費で3,000万円ほどの増ということで、主に授業料の減免に伴う増と物価高騰の増というところがありまして、トータルとして増額補正となっているものであります。

○**斉藤信委員** では、予算書の207ページの私立高等学校就学支援金交付金について、これは1億5,000万円余の減額ですが、生徒の減少による減額ということでしょうか。また、

今年度の私立学校の在校生及び新入生は前年度と比べてどのぐらい減っていたのか示してください。

○**本多学事振興課総括課長** 私立高等学校の就学支援金の交付金の減額理由は、斉藤信委員御指摘のとおり、その対象となる生徒が昨年度に比べて少なかったというところで減額というものであります。

生徒数の状況につきましては、私立学校の生徒数については、長期的な数字でいけば、昭和60年代は1万人ぐらいいたのが、今は7,000人程度に減ってきているのですけれども、ここ5年ぐらいの傾向で言いますと、大体7,200人程度で推移しております。令和4年度は7,245名だったものが令和5年度は7,229名と、微減というような状況でございます。

入学者数については、調べてお答え申し上げます。

○**斉藤信委員** そうすると、令和5年度は7,229人ということですよ、前年度が7,245人ですか、そうすると16名ぐらいいか減っていないのだ。就学支援金交付金が1億5,000万というのは、ちょっと生徒減少に対応した数ではなく、多く見積もったとしても乖離が大きいのではないかと思うのだけれども、いかがですか。

○**本多学事振興課総括課長** 斉藤信委員御指摘のとおり、もともと当初予算は、就学支援金という国のお金も使うということもありまして、足りなくならないように多めに計上しているので、減額の額はそれなりに毎年出るというところでございます。

先ほど、生徒数の推移ということで、令和4年度が7,245人に対して令和5年度が7,229人と申しあげましたけれども、その具体的な支給対象者の数で申し上げますと、令和4年度は6,291名に対して令和5年度は6,197名と、100名弱減少しているというところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、このずれは所得が高い人が多かったということ。高いというか、就学交付金の対象にならない人が比較的多くて、生徒の減少以上に就学支援交付金の対象になる生徒が少なかったということになるわけですね。

○**本多学事振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** これは県独自の支援金もあると思うのですけれども、その項目はどこですか。ここに入っているわけではないのですか。

○**本多学事振興課総括課長** 事業名といたしましては、私立高等学校等授業料減免補助というものが、国の制度に県単を上乗せして支給しているものになります。

○**斉藤信委員** わかりました。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

おおむね再開後2時間が経過いたしましたので、10分間、この際、3時10分まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**上原康樹委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**本多学事振興課総括課長** 先ほど斉藤信委員からの質問の中で、入学者の推移について答弁漏れとなっておりますので、補足させていただきます。令和4年度、これは全日制の高等学校の数になりますけれども、令和4年度の入学者数は2,323名に対し、令和5年度は2,257名と、約70名程度減少しているというところでございます。

○**斉藤信委員** 了解。

○**上原康樹委員長** この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** 県立大学の理事長の報酬問題について、私は、令和4年度の決算特別委員会で初めて知事にその内容をたできました。これは、何が発端かという、県職員のOBなのです。OBからこういう状況は看過できないので、その内容についてしっかり調べてくださいということで、質問の動機になったわけです。そこで、令和5年10月8日に河北新報社が、我々県議会で、私だけでなく複数の議員がその問題について提起をしてきた事実もあります。それを受けてだと思いますが、「岩手県立大理事長報酬 波紋を呼ぶ」ということで、令和5年10月8日の朝刊で特集レポート2023という特集を掲載しました。

その後、県立大学から専務理事兼副学長兼事務局長の名前で河北新報社に対して質問状が内容証明つきで送られてきているわけです。それが10月20日付、10月25日付及び11月29日付におのおの河北新報社はそれに対して回答しているわけですが、まず最初にこの事実について、当該部は把握をしているかどうかお伺いします。

○**本多学事振興課総括課長** 県立大学から河北新報社に対しての質問書の送付について、その質問書の具体的な内容については承知しておりませんが、県立大学からはそういう記事が掲載されたことに対して、その報道方針や、記事内容の疑義について照会するために質問書を送付することとしたということについては伺っていたところでございます。

○**飯澤匡委員** それは、いつの時点で皆さん方にそういう意向であるということの連絡があったのでしょうか。

○**本多学事振興課総括課長** 送ることとしたということについては、最初に10月20日付

で1回目送っているのですけれども、その前にお話をいただいて、ただその後はその都度お話はいただいておらず、そういう確認をさせていただくということだけ大学のほうから伺ったというところがございます。

○**飯澤匡委員** それで、今年に入ってまた動きがありまして、今年の1月12日付で、県立大学は河北新報社からの回答を不服として、訂正記事の掲載等を求めたことを県政記者クラブ全社に通知をしたと聞いておりますし、私も確認をして、そういう事実があったと聞いております。その事実は、皆さん方把握していますか。

○**本多学事振興課総括課長** 今飯澤匡委員からお話いただきましたとおり、県立大学から河北新報社に対して質問書を送付したことでとか、質問書への回答に対する県立大学の見解ですとか、訂正記事の掲載を求めるといった内容の文書を1月12日付で県政記者クラブ全社に送付したということについて承知しております。

○**飯澤匡委員** 前段の答弁では、その事実は承知しているが、内容は承知していないということですか。

○**本多学事振興課総括課長** 10月の質問書については内容までは承知していないのですけれども、1月12日付の県政記者クラブ全社に送付する中身については、その内容も含めて承知しております。

○**飯澤匡委員** それでは、この前段の質問に対する行動に対して、所管の当該部の見解と評価をお願いします。

○**菅原副部長兼ふるさと振興企画室長** 県立大学から河北新報社に対する質問書、そして県政記者クラブ全社に対する通知文書ということでございますけれども、まず河北新報社への質問書につきましては、新聞記事に掲載された内容について、当事者間において疑義の照会がなされたものということで認識をしているところでございます。

県立大学のほうからは、質問書の中にもありましたとおり、県立大学として公式な見解を求められることなく記事になったということで、疑義が生じたものということで、県立大学の見解を述べたものと聞いておりますけれども、私どもとしては、記事の掲載について、当事者間でのやり取りであるということで、県立大学の責任においてなされたものと認識しております。

○**飯澤匡委員** 独立の形態といいますか、そういうことなので、所管の部としては当事者間でやってくれと、我々はちょっとわからないと、今の答弁はこういう感覚でいいですか。

○**菅原副部長兼ふるさと振興企画室長** 質問書の内容につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、県立大学とすれば、理事長報酬について適切なプロセスに沿って決定したものと、そういったところの見解を公式に問われることなく記事になったということで疑義が生じて、照会状を送るとともに、また県立大学としての見解を述べたものと認識しております。先ほど申し上げましたとおり、当事者間でのやり取りと認識しております。

○**飯澤匡委員** そうなりますと、今日の時点ではなかなか深掘りできませんが、質問状、

それに対する回答を、1月12日の部分についてはメディアから頂いて見ました。質問書について、要するに自分たちの主張が認められないので、おかしいのではないかと、こういうことなのです。当事者である県立大学に公式な取材をしないまま記事にしたのかという問いがあり、当該記事の執筆に当たり、掲載直前の10月5日を含め2回総務室に取材しています。その後2回の質問で、かなりしつこく、内容についても、外部識者についても、否定的な記事を掲載した点について、記者、編集方針との整合性は図られていないと思うが、いかがかと。その答えは、有識者2人に取材した結果、いずれも肯定する見解は得られませんでしたというような、何か漫画みたいな話です。自分たちに都合のいい記事を書けないのはおかしいぞというような、概してそういう内容なのです。

前段で申し上げましたように、我々県議会としても歳入等にかなり厳しい。歳出についても、県民の利益をしっかりと担保するために、対価に応じた報酬を支払うべきだという観点に立って、この点についてずっと追及をしているわけですが、私自身は、自分の痛いところを探られて、メディアに対して攻撃的な行動を起こしたのではないかと解釈しましたが、税金の使い道として本当にいいのかという点は、さらに謎が深まったと言わざるを得ないと思います。

それから、私は教育機関がメディアの独自の取材、そして掲載に対して、疑義を投げつけるということに対して、非常に違和感を禁じ得ません。県立大学自体がこういうことに時間を割いて、自分らの正当性を主張するために河北新報社の本社に御丁寧に3回も質問状を送って。そういうエネルギーを費やすなら、もっと学生のために時間を割いて、エネルギーを費やすべきだと思います。これは、メディアの報道の自由に対する教育機関の介入だと思うのですが、これはあなた方に聞いてもかわいそうですから、私の意見陳述だけにとどめおきますが、こんなに過剰反応されるとこっちも、まあ、よくやるなという印象です。

結局、この報酬問題に端を発した県立大学のガバナンスのあり方も明らかになったのではないのでしょうか。これは、厳しく問われる問題だと思います。

今日はふるさと振興部長もいないし、改めて別の角度で予算特別委員会で聞きますが、コロナ禍になって、新しい県立大学理事長が就任されて、どういう成果が上がったのかについても厳しく検証されなければならないと思いますし、報酬が37万円上がった対価に対するこの結果というのは、大変厳しいわけですから、報酬の増額分だけでも3年間で1,000万円を超えています。私は、改選前からこのことを主張して、県政の報告会でもそれを申し上げて、それをもって当選をさせていただきましたので、これはしっかり追及しなければならないという、こういう使命感に燃えているわけでございまして、別の角度で、今日皆さんに聞いてもなかなか大変だということはよく存じ上げていますので、しっかりこの点には明らかに、議員の責務として行っていきたいというふうに思います。

以上、紹介したのは2点ぐらいですが、もっと恥ずかしい内容があるわけですが、予算特別委員会で紹介しますので、必要な方があれば、このコピーを差し上げますので、よろし

くお願いします。以上です。

○**斉藤信委員** 県立大学の授業料の免除、軽減の取り組みの実績について示してください。

○**本多学事振興課総括課長** 県立大学におきましては、国の修学支援新制度により、年収約 380 万円未満の世帯を対象に、段階的に授業料減免を実施しております。また、県立大学独自の取り組みとして、年収約 460 万円未満の世帯を対象に、国の就学支援制度に上乘せする形で授業料の全額減免を実施しております。さらに、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた学生を対象に、世帯収入に応じた段階的な授業料減免を実施しているというところでございます。

授業料減免の令和 5 年度の実績見込みでございますけれども、各種制度を併用して支給している人たちもいるので、これは延べ人数になりますけれども、まず国の修学支援新制度による減免につきましては、前期、後期合わせて延べ 669 名に約 1 億 2,869 万円を、県立大学の独自の上乗せ及び対象者拡大分につきましては、同じく延べ 488 名に約 7,840 万円を、東日本大震災津波対応分につきましては、同じく延べ 70 名に約 886 万円の支援を行っているところでございます。

○**斉藤信委員** せっかくだから合計も言ったらいい。

○**本多学事振興課総括課長** その合計であります、延べ人数では 1,227 名に対して 2 億 1,594 万 3,000 円を支援しているところでございます。

○**斉藤信委員** 昨年、学生に 5,000 円の物価高騰支援金が交付されたと思うけれども、この原資は何なのかと、どういう形で交付されたのか示してください。

○**本多学事振興課総括課長** 今斉藤信委員から御指摘のありました支援につきまして、物価高騰の影響を受ける学生を支援するため、県立大学の全学生を対象といたしまして、学生 1 人当たり 5,000 円の食費及び教材購入費の支援と、学生食堂メニューの価格低減を実施して支援を行っているところでございます。学生食堂メニューの価格低減は、令和 5 年 10 月から 12 月にかけて 1 食当たり 100 円を 5 万食分ということで行っていると伺っております。原資につきましては、確認してから御答弁申し上げます。

○**斉藤信委員** それでは、各学部ごとの就職状況、県内就職率はどうなっていますか。

○**本多学事振興課総括課長** 学部ごとの就職状況、県内就職率でございますが、これは令和 6 年 3 月、今度の春卒業する学生たちですが、学部ごとの就職状況について、令和 5 年 12 月時点での速報値ということで御答弁申し上げます。

4 大学部のほうでは、看護学部の就職状況、80.2%、それから社会福祉学部が 80.7%、ソフトウェア情報学部が 92.7%、総合政策学部が 93.5%となつてございまして、合計で 87.8%、対前年同期比で言いますと 1.5 ポイントの減となっているところでございます。

また、短期大学部で申し上げますと、盛岡短期大学部では 82.2%で、同じく対前年同期比 3.1 ポイントの減、宮古短期大学部が 77.6%で、対前年同期比 6.2 ポイントの減となっております。

また、県内就職率につきまして、4 大学部の看護学部では 31.9%、それから社会福祉学

部が47.9%、ソフトウェア情報学部が22.8%、総合政策学部が49.5%となっておりまして、合計では36.7%、対前年同期比5.2ポイントの減となっているところでございます。

短期大学部につきましては、盛岡短期大学部が56.7%で、対前年同期比では5.6ポイントの、こちらは増、宮古短期大学部は55.9%で、対前年同期比1.1ポイント、こちらも増となっております。(後刻「盛岡短期大学は56.7%で対前年同期比5.0ポイント」と訂正)。

○**齊藤信委員** 4大学部の全学部で県内就職率が5割を切って、特に看護学部が31.9%と、低くとどまっているというのは大変残念な事態です。社会福祉学部も47.9%ですから5割を割る。これを大学としてはどう受け止めているのか。県内就職率を高める取り組み及び対策はどうなっているのか示してください。

○**本多学事振興課総括課長** まず、県内就職率が低下している要因、さまざまあると思いますが、大きくは新型コロナウイルス感染症の行動制限が撤廃されたということで、県外への就職活動が活発化したということがあろうかと思えます。また、コロナ禍を経て、オンライン選考の普及によって、県外の就職活動が以前よりも容易になりました。さらに、県外求人的大幅な増加と、県内の求人数は令和3年度と4年度を比べると1.1倍程度なのですけれども、県外のほうは1.4倍程度の求人数の増加という背景があつて、県内就職率が低下していると考えております。

そうしたことに對して県立大学では、まず就職支援の取り組みとしては、合同企業説明会の開催ですとか、1年生から3年生に対してのアプローチということで、県内企業に関する理解を深める業界研究セミナーや、県内企業へのインターンシップの促進といったものを実施しながら県内就職率の向上に取り組んでいるというところでございます。

また、これに加えまして、県立大学だけではなく、ほかの大学も参加しておりますいわて高等教育地域連携プラットフォームでは、企業が高等教育機関にどういった人材を求めているかの調査でありますとか、また県内学生の県内就職に関するアンケート調査を実施しておりまして、その中で学生からはインターンシップの充実をしてほしいとか、あと企業、大学双方からは企業、大学の接点がないということについて問題意識が出されたところでございます。そういったことも踏まえまして、令和5年度には県内の企業の採用担当者と高等教育機関の就職支援担当者による情報交換会を開催するなど、県内就職率の向上に向けた取り組みを推進しているというところでございます。

○**齊藤信委員** 新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、さまざまな規制がなくなつた。県外の求人が1.4倍ということですから、この傾向は続くのだと思えます。県内も全国も人手不足というのが大きな課題ですから、ある意味、県内と全国との競争にならざるを得ない。そうした中で、県内就職を高めていく、これは県民計画でも目標があるわけです。その点では、本当に厳しい中で県内就職率を高める特別の取り組み、系統的な取り組み、インターンシップの充実や企業との接点など、いろいろな学生の声を大事にして、この取り組みをレベルアップ、バージョンアップしないとなかなか厳しいのではないかと思います。県立大学の場合は県内からの進学者というのはどういう割合になっていますか。

すぐわかりますか。

○**本多学事振興課総括課長** 県内出身者は大体 65%になります。

○**斉藤信委員** 県内出身者が約 65%を占めるというのであれば、県外から多数を占めている大学とは違うので、やはり努力のしがいがあると思います。そういう点で、来年度の取り組みとして、新味のある取り組み事業というのが示されているのでしょうか。

○**本多学事振興課総括課長** まず、地元への定着に向けまして、先ほど補正予算でも御審議いただきました県内定着促進事業というものもございまして、その中で先ほど御答弁申し上げましたような企業と大学の接点をつくったりとか、共に意見交換するような場の構築を来年度も進めていくことを考えております。

さらに、私どもは大学側の視点で、高等教育機関側ということで取り組んでおりますけれども、やはり企業側の視点で地元の定着ということも重要なのだと考えております。大学側のプラットフォームは、高等教育地域連携プラットフォームというのがございますけれども、働く側の視点として、いわてで働こう推進協議会もございます。そちらにも大学は入っているのですけれども、そういった推進協議会の中でもインターンシッププログラムの充実といった取り組みも行っておりますので、企業側、大学側、双方の視点から県内で卒業した学生が地元で定着するようなアプローチを進めて、県内定着率の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。いずれにしても、これは12月段階ですから、最終的にどのような結果を待たなければだめだけれども、今の実態はかなりバージョンアップしないと厳しい状況が続くのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたい。

次に、私学助成にかかわって、私立学校の耐震化の状況はどうなっているのでしょうか。

○**本多学事振興課総括課長** 県内の私立学校の耐震化率でございますが、令和4年4月1日現在になりますけれども、幼稚園では96.8%、それから高等学校が87.5%、小学校、中学校及び特別支援学校はそれぞれ100%となっております。

○**斉藤信委員** 高等学校87.5%だけれども、耐震化が不足しているのは何校、何棟あるのか、それに対してどのような耐震化の計画が示されているのか示してください。

○**本多学事振興課総括課長** 高校では、耐震化工事を進めている学校も含めて5校で、建物の数でいくと8棟が未耐震化の状況となっております。このうち、現在工事をしている専修大学北上高等学校については、耐震化が令和4年度から令和5年度、一部繰り越しましたが、令和6年度には完成する見込みです。そのほかの学校につきましては、耐震の診断は行ったけれども、例えば工事するに当たっては、国の補助は2分の1ないし3分の1ということもあり、まずは原資が必要だということで、学校の財源の状況も踏まえながらこれから進めるところで、まだ具体的な計画は伺っていないところでございます。

○**斉藤信委員** では最後に、専修学校の星北学園に来年度は支援を拡充する、これは評価したいと思います。星北学園の今の支援実態や実績はどうなっているのか。支援の拡充の中身を示してください。

○**本多学事振興課総括課長** 専修学校星北高等学園に対する運営費の補助でございますけれども、まずその実績から申し上げますと、令和4年度は233万2,000円余、これは運営費の補助でございますけれども、専修学校の高等課程のうち大学入学資格不要校、生徒1人当たりの補助単価を倍額にしたということもございまして、2月補正予算案では約517万8,000円を計上しているところでございます。

今斉藤信委員からも御指摘いただきましたが、令和6年度予算では、さらに通常の経常的な経費に係る運営費補助に加えまして、星北高等学園が不登校対策でありますとか、あとは発達的な特性を有する生徒たちを積極的に受け入れている、その対応のための、例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等を配置する場合に、その当該教職員の人件費を補助するため、660万円を新たに計上したところでございまして、これまでの運営費の支援と合わせると令和6年度予算の総額は1,235万4,000円となっているところでございます。

こうした中、生徒の数につきましては、令和2年度、星北高等学園36名だったのですが、令和3年度に47名、それから令和4年度には56名と、令和5年度には72名ということで、来年度さらにふえると伺っているところでございます。

○**斉藤信委員** 県議会でも、星北学園の対策の強化というのはそれぞれから提起をされていて、委員会でも調査をした実績があります。来年度も生徒がふえることにより、狭い校舎ではなかなか対応できないのではないかとという心配も出てきますが、新たな整備計画や、今の校舎でどのように対応するのか、何か把握していれば示してください。

○**本多学事振興課総括課長** この星北高等学園の校舎につきましては、まず、法的なところの整理でいきますと、延べ床面積が約700平米ございまして、令和5年度定員数、実員数は72だったのですが、定員数を80名とした場合の専修学校の配置基準による面積は大体300平米ということもあり、必要な面積は有しているところです。一方で毎年生徒数が増加しているということ、不登校の経験、あるいは、発達的な特性を有する生徒を受け入れているために、個別にカウンセリングをするスペースや、集団で学べない子供たちを別に学ばせるスペースなどを確保するために手狭になってきていると伺っているところでございます。

今年度、星北学園と当課で3回ほど意見交換を行ったところでございまして、当面は敷地内の車庫を一部改修しながら、そこに教室を造って対応したいと伺っているところでございますけれども、それ以外の移転新築のような大きな話というのは伺っていないところでございます。引き続き、学校側と意見交換をしながら、学校の意向に沿って、よりよい教育環境の整備に向けて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○**上原康樹委員長** 先ほど斉藤信委員から県立大学の学生への物価高騰支援金の原資について質問がありました。それに対してまだ答弁が出ておりませんでしたけれども、用意ができましたら許します。

○**本多学事振興課総括課長** 先ほど物価高騰の影響を受けた学生を支援するための学生1

人当たりの 5,000 円の食費及び教材支援の財源について、基本的には大学の自主的な財源を活用しているのですけれども、一部日本学生支援機構の補助金も活用して実施したということによっております。

私の答弁で 1 点訂正がございまして、斉藤信委員からの質問で、県立大学の運営費交付金について、各学部ごとの就職状況及び県内就職率はどうかという質問に対して、県内の就職率について、短期大学部では、盛岡短期大学が 56.7%で、対前年同期比 5.0 ポイントのところを 5.6 ポイントと答弁してしまいましたので、正しくは 5.0 ポイントでございますので、おわびして訂正申し上げます。

○斉藤信委員 了解です。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。